

# 戸沢村国民保護計画

平成 1 9 年 2 月

山形県戸沢村

# 目 次

|     |                               |    |
|-----|-------------------------------|----|
| 第1編 | 総 論                           | 6  |
| 第1章 | 村の責務、村国民保護計画の趣旨、構成等           | 6  |
| 1   | 村の責務並びに村の実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置 | 6  |
| 2   | 村国民保護計画の趣旨                    | 6  |
| 3   | 村国民保護計画の構成及び作成上の留意事項          | 7  |
| 4   | 村国民保護計画の見直し、変更手続              | 7  |
| 第2章 | 国民保護措置に関する基本方針                | 8  |
| 1   | 国民保護計画に係る基本方針                 | 8  |
| 2   | その他の留意事項                      | 9  |
| 第3章 | 関係機関の事務又は業務の大綱等               | 10 |
| 1   | 村及び関係機関の役割の概要                 | 10 |
| 2   | 村の事務                          | 11 |
| 3   | 関係機関の連絡先等の把握                  | 11 |
| 第4章 | 村の地理的、社会的特徴                   | 11 |
| 第5章 | 村国民保護計画が対象とする事態               | 12 |
| 1   | 村国民保護計画が対象とする事態               | 12 |
| 2   | 武力攻撃事態                        | 12 |
| 3   | 緊急対処事態                        | 16 |
| 4   | 本県において特に留意すべき事項               | 18 |
| 第2編 | 平素からの備えや予防                    | 23 |
| 第1章 | 組織・体制の整備等                     | 23 |
| 第1  | 村における組織・体制の整備                 | 23 |
| 1   | 村の各課における平素の業務                 | 23 |
| 2   | 村職員の参集基準等                     | 24 |
| 3   | 消防機関の体制                       | 25 |
| 4   | 国民の権利利益の救済に係る手続等              | 25 |
| 第2  | 関係機関との連携体制の整備                 | 26 |
| 1   | 基本的考え方                        | 26 |
| 2   | 県との連携                         | 27 |
| 3   | 近接市町村との連携                     | 27 |
| 4   | 指定公共機関等との連携                   | 27 |
| 5   | ボランティア団体等に対する支援               | 28 |
| 第3  | 通信の確保                         | 28 |
| 第4  | 情報収集・提供等の体制整備                 | 28 |
| 1   | 基本的考え方                        | 28 |
| 2   | 警報等の伝達に必要な準備                  | 29 |
| 3   | 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備          | 30 |

|     |                                 |    |
|-----|---------------------------------|----|
| 4   | 被災情報の収集・報告に必要な準備                | 31 |
| 第5  | 研修及び訓練                          | 31 |
| 1   | 研修                              | 31 |
| 2   | 訓練                              | 32 |
| 第2章 | 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え    | 33 |
| 1   | 避難に関する基本的事項                     | 33 |
| 2   | 避難実施要領のパターンの作成                  | 34 |
| 3   | 救援に関する基本的事項                     | 34 |
| 4   | 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等              | 34 |
| 5   | 避難施設の指定への協力                     | 34 |
| 6   | 生活関連等施設の把握等                     | 35 |
| 第3章 | 物資及び資材の備蓄、整備                    | 35 |
| 1   | 村における備蓄                         | 35 |
| 2   | 村が管理する施設及び設備の整備及び点検等            | 36 |
| 第4章 | 国民保護に関する啓発                      | 36 |
| 1   | 国民保護措置に関する啓発                    | 36 |
| 2   | 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発     | 37 |
| 第3編 | 武力攻撃事態等への対処                     | 38 |
| 第1章 | 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置              | 38 |
| 1   | 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置      | 38 |
| 2   | 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応         | 40 |
| 第2章 | 村対策本部の設置等                       | 41 |
| 1   | 村対策本部の設置                        | 41 |
| 2   | 通信の確保                           | 46 |
| 第3章 | 関係機関相互の連携                       | 46 |
| 1   | 国・県の対策本部との連携                    | 46 |
| 2   | 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等 | 47 |
| 3   | 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等                | 47 |
| 4   | 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託          | 47 |
| 5   | 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請            | 48 |
| 6   | 村の行う応援等                         | 48 |
| 7   | ボランティア団体等に対する支援等                | 48 |
| 8   | 住民への協力要請                        | 49 |
| 第4章 | 警報及び避難の指示等                      | 49 |
| 第1  | 警報の伝達等                          | 49 |
| 1   | 警報の内容の伝達等                       | 49 |
| 2   | 警報内容の伝達の方法                      | 50 |
| 3   | 緊急通報の伝達及び通知                     | 51 |
| 第2  | 避難住民の誘導等                        | 51 |

|       |                       |     |
|-------|-----------------------|-----|
| 1     | 避難の指示の通知・伝達           | 5 1 |
| 2     | 避難実施要領の策定             | 5 2 |
| 3     | 避難住民の誘導               | 5 5 |
| 第 5 章 | 救援                    | 5 9 |
| 1     | 救援の実施                 | 5 9 |
| 2     | 関係機関との連携              | 5 9 |
| 3     | 救援の内容                 | 6 0 |
| 第 6 章 | 安否情報の収集・提供            | 6 0 |
| 1     | 安否情報の収集               | 6 1 |
| 2     | 県に対する報告               | 6 1 |
| 3     | 安否情報の照会に対する回答         | 6 2 |
| 4     | 日本赤十字社に対する協力          | 6 2 |
| 第 7 章 | 武力攻撃災害への対処            | 6 3 |
| 第 1   | 武力攻撃災害への対処            | 6 3 |
| 1     | 武力攻撃災害への対処の基本的考え方     | 6 3 |
| 2     | 武力攻撃災害の兆候の通報          | 6 3 |
| 第 2   | 応急措置等                 | 6 3 |
| 1     | 退避の指示                 | 6 3 |
| 2     | 警戒区域の設定               | 6 5 |
| 3     | 応急公用負担等               | 6 6 |
| 4     | 消防に関する措置等             | 6 6 |
| 第 3   | 生活関連等施設における災害への対処等    | 6 8 |
| 1     | 生活関連等施設の安全確保          | 6 8 |
| 2     | 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 | 6 8 |
| 第 4   | NBC 攻撃による災害への対処       | 6 9 |
| 第 8 章 | 被災情報の収集及び報告           | 7 1 |
| 第 9 章 | 保健衛生の確保その他の措置         | 7 2 |
| 1     | 保健衛生の確保               | 7 2 |
| 2     | 廃棄物の処理                | 7 3 |
| 第10章  | 国民生活の安定に関する措置         | 7 4 |
| 1     | 生活関連物資等の価格安定          | 7 4 |
| 2     | 避難住民等の生活安定等           | 7 4 |
| 3     | 生活基盤等の確保              | 7 4 |
| 第11章  | 特殊標章等の交付及び管理          | 7 4 |
| 第 4 編 | 復旧等                   | 7 7 |
| 第 1 章 | 応急の復旧                 | 7 7 |
| 1     | 基本的考え方                | 7 7 |
| 2     | 公共的施設の応急の復旧           | 7 7 |
| 第 2 章 | 武力攻撃災害の復旧             | 7 7 |
| 第 3 章 | 国民保護措置に要した費用の支弁等      | 7 8 |

|   |                           |    |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 | 78 |
| 2 | 損失補償及び損害補償                | 78 |
| 3 | 総合調整及び指示に係る損失の補てん         | 78 |

## 第5編 緊急対処事態への対処 79

|   |                      |    |
|---|----------------------|----|
| 1 | 緊急対処事態への対処           | 79 |
| 2 | 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項 | 79 |
| 3 | 緊急対処事態における警報の通知及び伝達  | 79 |
| 4 | 特殊標章等の取扱い            | 79 |
| 5 | 国民経済上の措置の取扱い         | 80 |
| 6 | 備蓄、避難施設等に係る取扱い       | 80 |

## 資料編

# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 村の責務、村国民保護計画の趣旨、構成等

村は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、村の責務を明かにするとともに、村の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 村の責務並びに村の実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置

#### (1) 村の責務

村（村長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び山形県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、村の国民の保護に関する計画（以下「村国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置（以下「緊急対処保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、村の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 村が実施する国民保護措置

① 村長は、対処基本方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、村国民保護計画で定めるところにより、村の区域に係る次に掲げる国民保護措置を実施する。

ア 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置

イ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

ウ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

エ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置

オ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

② 村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、村国民保護計画で定めるところにより、村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民保護措置を実施する。

#### (3) 村が実施する緊急対処保護措置

① 村長は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、村国民保護計画で定めるところにより、村の区域に係る緊急対処保護措置を実施する。

② 村の委員会及び委員は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、村国民保護計画で定めるところにより、村長の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施する。

### 2 村国民保護計画の趣旨

#### (1) 村国民保護計画の目的

村国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、村全体として万全の態勢を整備し、もって国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

## (2) 村国民保護計画の位置付け

村国民保護計画は、国民保護法第 35 条及び第 182 条第 2 項の規定に基づき、村が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の基本となるもので、同法第 35 条第 2 項各号及び第 182 条第 2 項に掲げる次の事項について定める。

- ① 村の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 村が実施する国民保護法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、村の区域に係る国民保護措置に関し村長が必要と認める事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

## 3 村国民保護計画の構成及び作成上の留意事項

### (1) 村国民保護計画の構成

村国民保護計画は、次の各編により構成する。

| 編     | 内 容               |
|-------|-------------------|
| 本 編   | 第 1 編 総論          |
|       | 第 2 編 平素からの備えや予防  |
|       | 第 3 編 武力攻撃事態等への対処 |
|       | 第 4 編 復旧等         |
|       | 第 5 編 緊急対処事態への対応  |
| 資 料 編 |                   |

### (2) 村国民保護計画の作成上の留意事項

村国民保護計画の本編は、主に村が実施する国民保護措置の全体像を示すものとする。

また、関係機関の連絡先などデータとして整理する項目その他の資料、各種様式等については、資料編を作成する。

なお、この計画で定める村が実施する国民保護措置の具体的な運用にあたっては、別途マニュアルを作成する。

## 4 村国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 村国民保護計画の見直し

村国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

村国民保護計画の見直しに当たっては、村国民保護協議会の意見を尊重するとと

もに、広く関係者の意見を求めるものとする。

## (2) 村国民保護計画の変更手続

村国民保護計画の変更にあたっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、村国民保護協議会へ諮問の上、知事に協議し、村議会に報告し、公表するなど、計画作成時と同様の手続等により行う。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、村国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針及びその他の留意事項として定める。

### 1 国民保護措置に係る基本方針

#### (1) 基本的人権の尊重

村は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

#### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

村は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

#### (3) 国民に対する情報提供

村は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。この場合において、個人情報保護に留意する。

#### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

村は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

#### (5) 国民の協力

村は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。その要請にあたっては、強制にわたることがあってはならない。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、村は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

#### (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

村は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、村は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な措置

村は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、村は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

村は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 村地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

武力攻撃事態等の対処については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置の実施に際しては、戸沢村地域防災計画（以下「村地域防災計画」という。）その他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。

## **2 その他の留意事項**

外国人への国民保護措置の適用については、日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

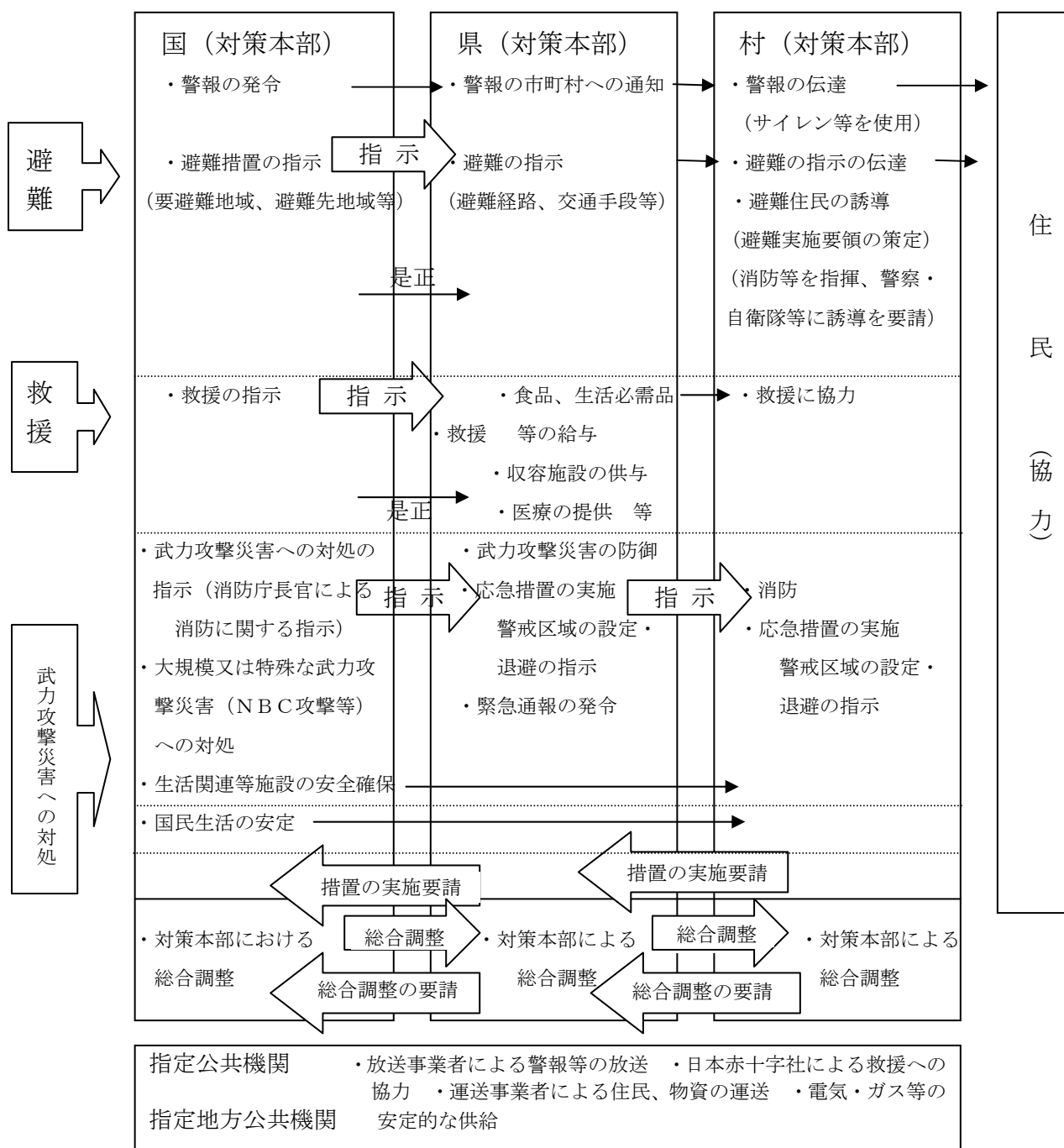
### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

村は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における村の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 1 村及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である村及び関係機関（国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関）の役割の概要は、次のとおりである。

#### 村及び関係機関の役割の概要



国、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が相互に連携

## 2 村の事務

国民保護措置に関し、村は、次の事務を処理する。

- (1) 村国民保護計画の作成
- (2) 村国民保護協議会の設置、運営
- (3) 村国民保護対策本部及び村緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 3 関係機関の連絡先等の把握

村は、国民保護措置に係る関係機関等の連絡先（担当部署、連絡方法等）について、平素から把握する。なお、当該連絡先等については、資料編に掲載する。

## 第4章 村の地理的、社会的特徴

村は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき村の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地形

村は、山形県の北部に位置し、東西は約18km、南北は23kmの地域で東南は新庄市と大蔵村、北は鮭川村、西は庄内地方の酒田市と庄内町に接している。山形県を南北に貫く出羽丘陵の山々と新庄盆地の平坦地から村の地形は形成されている。村のほぼ中央を、日本三大急流の一つ最上川が東西を貫き、庄内地方を経て日本海に注ぎます。村の83.3%が山林原野で、しかもその大半が国有林となっている。農用地が6.4%、その他河川・宅地等が9.7%となっている。

村の地形図 （図1 別添）

### (2) 気候

気候は、地形が複雑なため、しばしば天気、気温、風速など予測しがたい状況となります。春から夏にかけては多雨多湿で低温の気候を示します。特に梅雨期には大雨が降り、洪水、地すべり等の災害が発生することが多く、国道を含めた主要道路や鉄道の運行に大きな支障をきたすことが多い。冬季は北西の風が最上川を沿って吹き上げ、吹雪の日が続く、交通機関に影響を与えます。積雪期間は12月から

3月までの4ヶ月間で、2月には平坦部で1.5m～2m、山間部は3m以上の積雪となる豪雪地帯です。冬季間も国道を含めた主要道路や鉄道の運行に大きな支障をきたすことが多い。このように冬季は、避難経路が制限される可能性があり、諸条件を考慮した避難誘導の在り方の検討を要する。

月別平均気温、降水量、積雪量（図2 別添）

### (3) 人口分布

人口は、4月末現在6,098人で、人口100人未満の集落が21集落、100人以上300人未満の集落が11集落、300人以上500人未満の集落が4集落、600人以上700人未満の集落が3集落となっており、人口は散在している。

人口分布図（図3 別添）

### (4) 道路及び鉄道の位置等

道路は、東西に延びて本県新庄市及び本県庄内町に繋がっている国道47号線、村の中部から南方面に延びる県道戸沢大蔵線と県道片倉塩線が本県大蔵村と、中部から北に延びる県道新庄鮭川戸沢線と神田川口線が本県鮭川村と、北から東に延びる県道新庄戸沢線が本県新庄市とそれぞれ繋がっている。

本村を含む最上地域は、高速交通網の整備が大変遅れている地域であり、国道47号線が武力攻撃事態等で通行ができなくなった場合、迂回路がなく庄内地区との交通が遮断される状態が危惧され、避難誘導のあり方の検討が必要である。

鉄道は、最上川と平行しJR陸羽西線が、東西を走り山形県の交通通信及び流通の主要路となっている。

鉄道、国道、県道表示図（図4 別添）

## 第5章 村国民保護計画が対象とする事態

村国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 村国民保護計画が対象とする事態

村国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 2 武力攻撃事態

#### (1) 武力攻撃事態の類型

県国民保護計画では、基本指針を踏まえ、武力攻撃事態について次表に掲げる4類型を対象とする事態として想定されており、それぞれの事態の特徴及び留意点については、次のとおり示されている。

| 事態類型            | 想 定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 着上陸侵攻         | <p>(1) 事態の概要</p> <p>○侵攻国が侵攻正面において、海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させて、侵攻する事態をいう。</p> <p>(2) 特徴</p> <p>○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>○船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>○航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>(3) 留意点</p> <p>○事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p> |
| 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 | <p>(1) 事態の概要</p> <p>○ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。</p> <p>(2) 特徴</p> <p>○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 事態類型              | 想 定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | <p>○少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>（３）留意点</p> <p>○ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p> |
| <p>3 弾道ミサイル攻撃</p> | <p>（１）事態の概要</p> <p>○弾道ミサイルによる遠距離からの急襲的な攻撃をいい、大量破壊兵器（核、生物、化学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。</p> <p>（２）特徴</p> <p>○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>（３）留意点</p> <p>○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>○弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>        |
| <p>4 航空攻撃</p>     | <p>（１）事態の概要</p> <p>○重要施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。</p> <p>（２）特徴</p> <p>○弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                       |

| 事態類型 | 想 定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>○なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返されることも考えられる。</p> <p>○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>(3) 留意点</p> <p>○攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p> |

## (2) N B C 攻撃の場合の対応

特殊な対応が必要である N B C 攻撃において想定される被害及び留意点は、次のとおり示されている。

| 種別     | 対 応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 核兵器等 | <p>○核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p> <p>○放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部</p> |

| 種別     | 対 応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p> <p>○ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</p> |
| 2 生物兵器 | <p>○生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>○生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>○したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</p>                                   |
| 3 化学兵器 | <p>○一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>○このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>                                                                        |

### 3 緊急対処事態

県国民保護計画では、基本指針を踏まえ、緊急対処事態について次表に掲げる 4 事

事態例を対象とする事態として想定されており、それぞれの事態例及び被害の概要については、次のとおり示されている。

| 事態例                                       | 想 定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p>   | <p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所等の破壊</li> <li>・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>・危険物積載船への攻撃</li> <li>・ダムの破壊</li> </ul> <p>(2) 被害の概要</p> <p>① 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <p>○大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。</p> <p>○汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。</p> <p>② 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <p>○爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>③ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <p>○危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>④ ダムが破壊された場合の主な被害</p> <p>○ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</p> |
| <p>2 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p> | <p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>・列車等の爆破</li> </ul> <p>(2) 被害の概要</p> <p>○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p>   | <p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>・水源地に対する毒素等の混入</li> </ul> <p>(2) 被害の概要</p> <p>○武力攻撃事態におけるNBC攻撃の場合と同様の被害である。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</p>       | <p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・弾道ミサイル等の飛来</li> </ul> <p>(2) 被害の概要</p> <p>○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 事態例 | 想 定                                                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>規模によって被害の大きさが変わる。</p> <p>○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</p> <p>○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> |

#### 4 本県において特に留意すべき事項

県国民保護計画においては、本県において特に留意すべき事項は次のとおり示されている。

「想定される武力攻撃事態及び緊急対処事態において、本県の地理的、社会的特徴を踏まえた場合、日本海沿岸に海岸線を有することから、地形的には着上陸侵攻が可能と思われる地域が存在する。また、原子力関連施設は存在しないものの、石油コンビナート施設をはじめとした危険物施設や鉄道、ダム等があり、これらの施設に対する特殊部隊やゲリラによる攻撃が想定され、また、都市部に対する弾道ミサイル攻撃も想定される。緊急対処事態においては、特殊部隊やゲリラによる攻撃と同様の事態が想定される。」

一方、基本指針においては、「我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終了後 10 年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている」とされている。

そこで、以上の情勢を踏まえ、本県における留意すべき事項としては、着上陸侵攻やこれと連携した航空攻撃の可能性はまったくないものとはいえないが、当面は、石油コンビナート施設等への特殊部隊やゲリラによる攻撃や都市部を対象とした弾道ミサイル攻撃が想定され、また、緊急対処事態においては、都市部における各種テロ等も想定されることから、これらの事態に対する対処を的確かつ迅速に行うことが重要となる。

なお、県域における事態の想定については、国からの情報等を踏まえ、関係機関と連携しながら、今後とも研究を行っていく。

# 図1 地形図

山形県最上郡

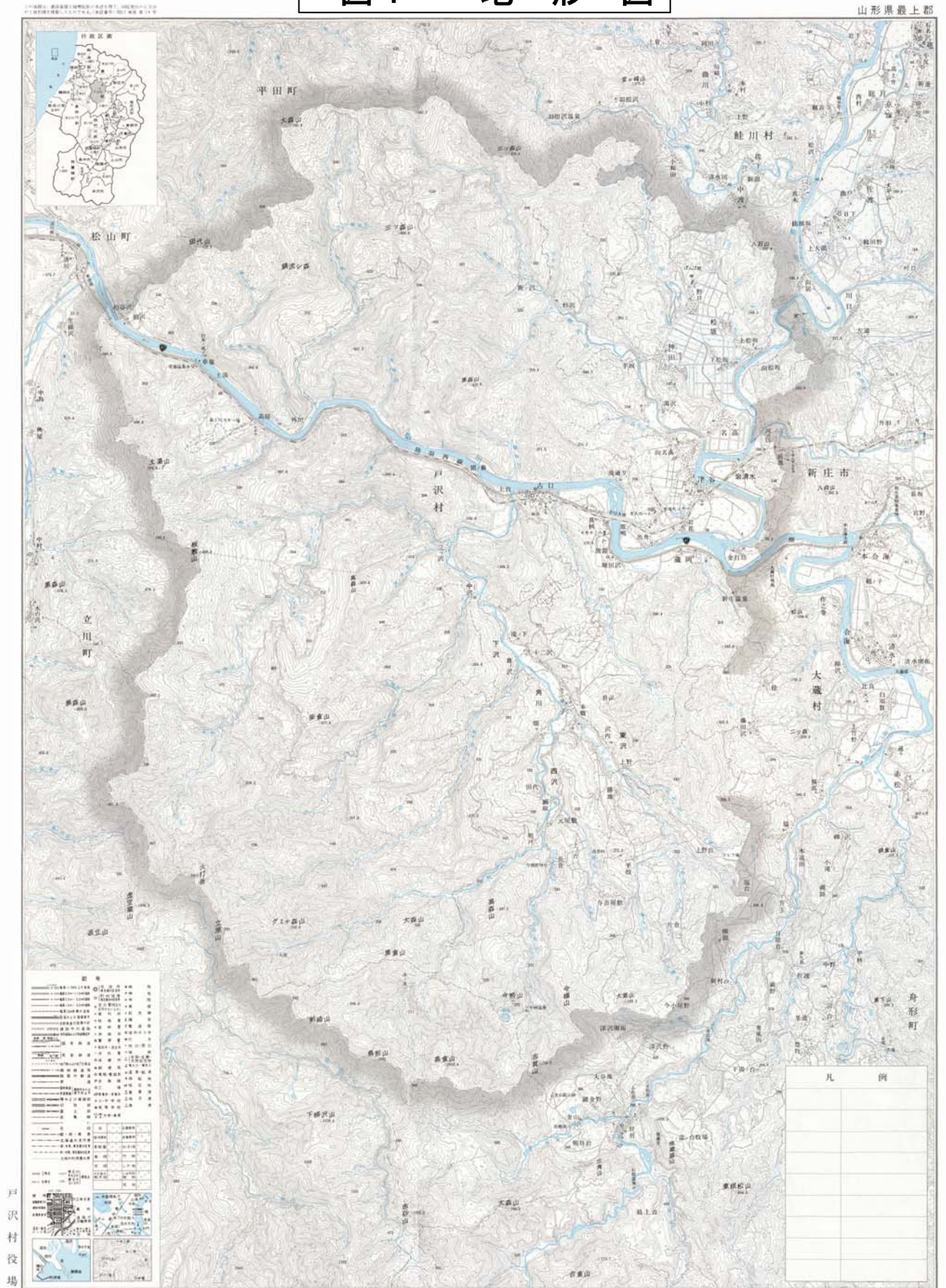
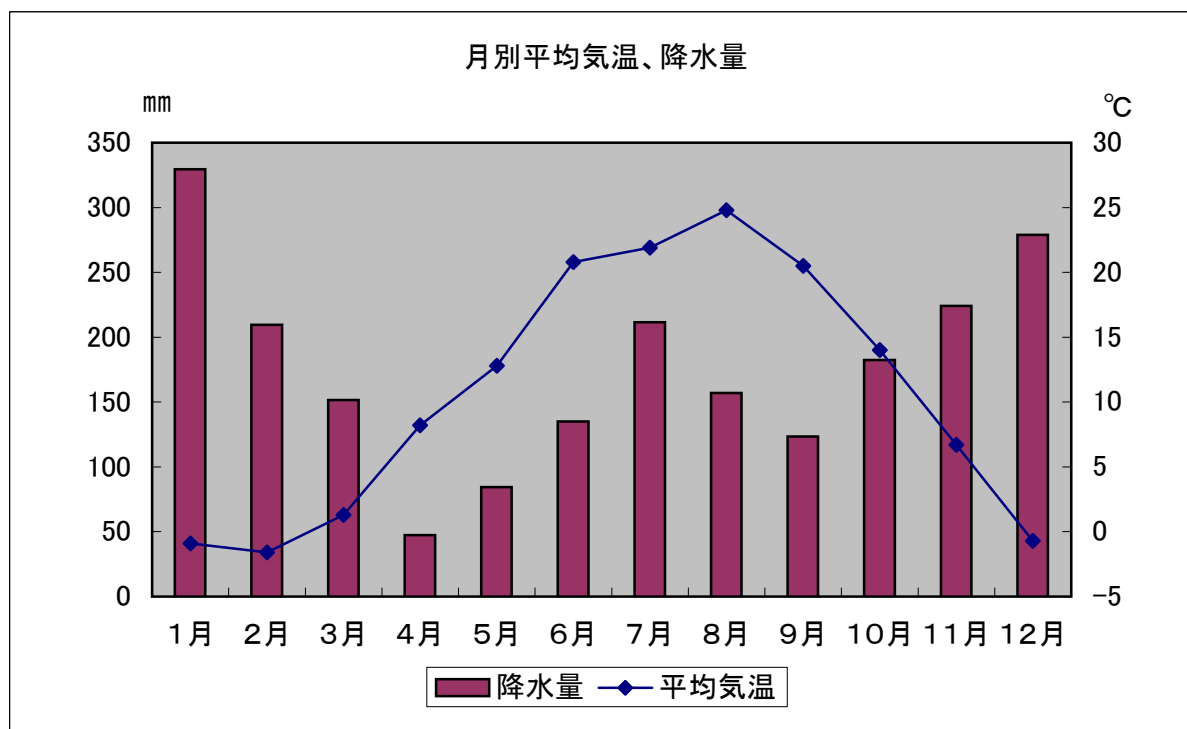
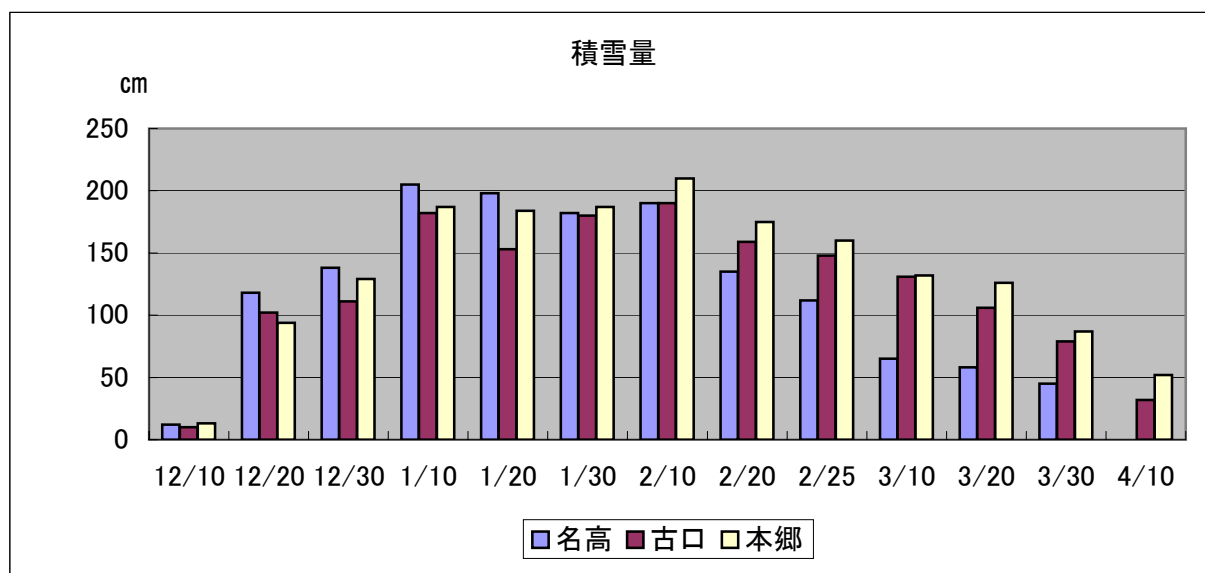


図 2



2005年 気象台 山形県新庄測候所調べ



戸沢村積雪量調査より  
調査期間:平成17年12月1日～平成18年4月10日

# 図3 人口分布図

平成18年8月末現

山形県最上郡

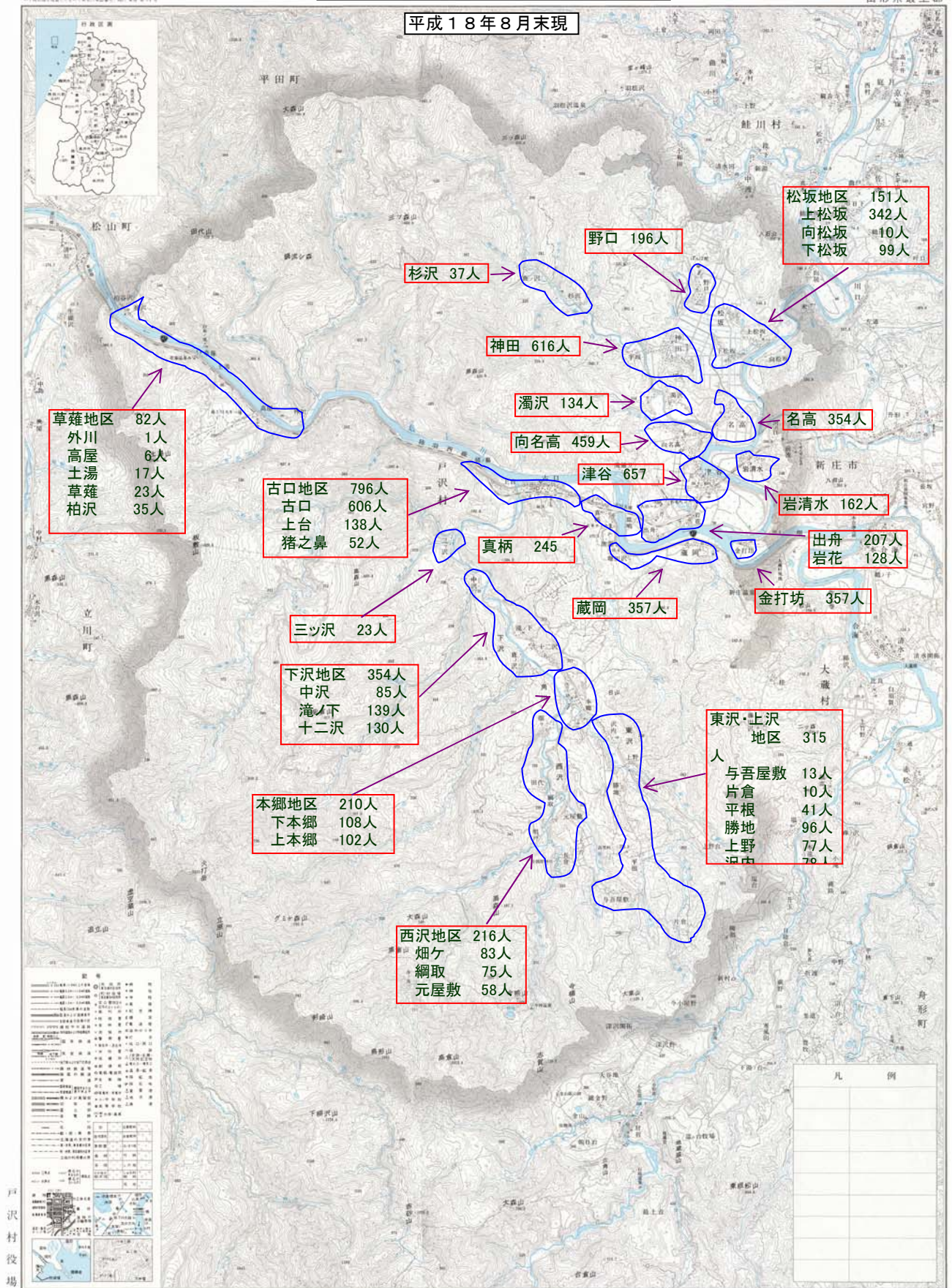
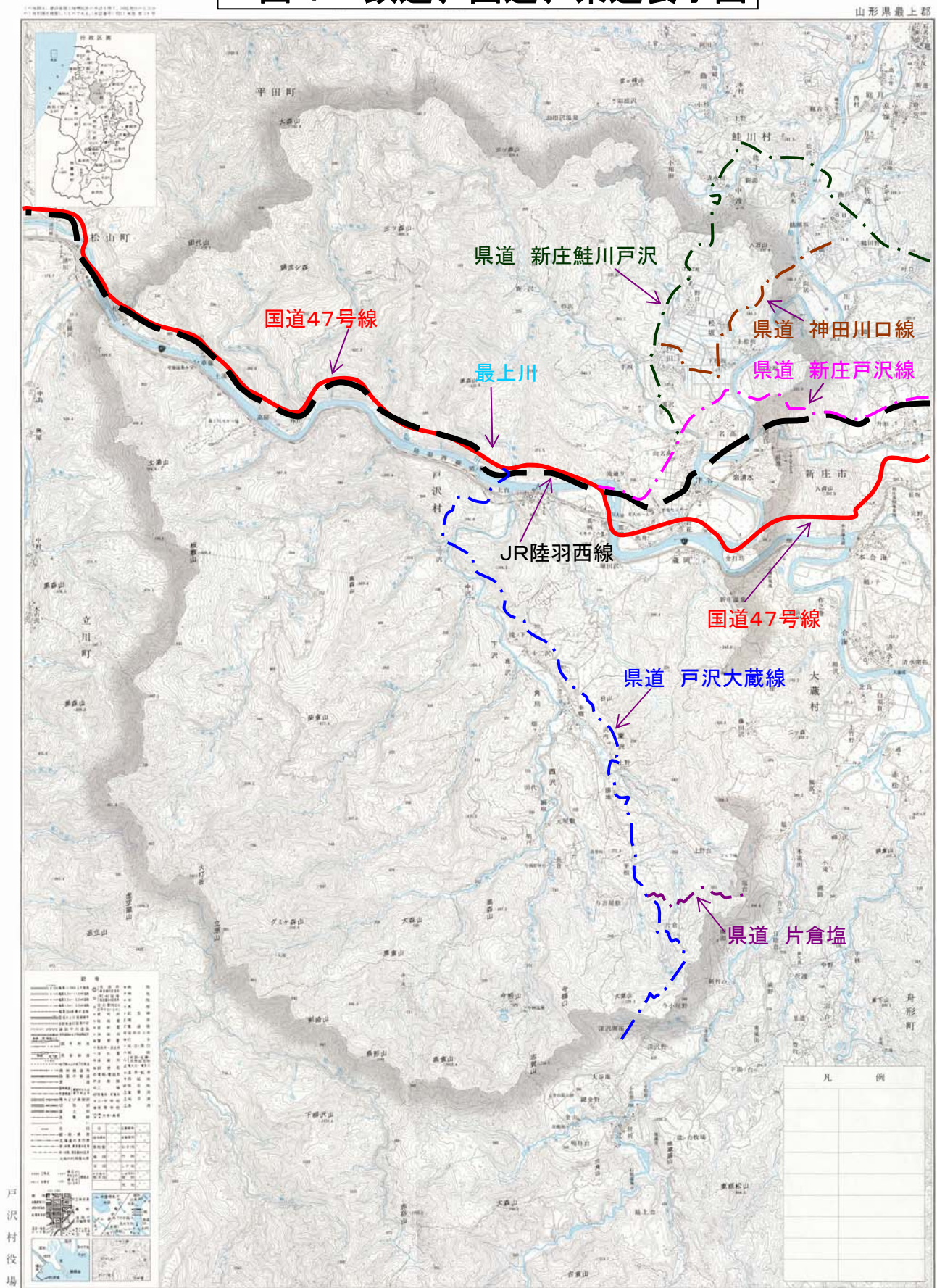


図4 鉄道、国道、県道表示図



## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 村における組織・体制の整備

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 村の各課における平素の業務

(1) 村の各課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

国民保護に関する業務の総括、各課間の調整、企画立案等については、総務課において行う。

##### 【村の各課における平素の業務】

| 課室名            | 平素の業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務課            | <ul style="list-style-type: none"><li>・国民保護協議会の運営に関する事</li><li>・国民保護計画の見直しに関する事</li><li>・村国民保護対策本部に関する事</li><li>・国民保護に関する関係機関との連絡調整に関する事</li><li>・避難実施要領の策定に関する事</li><li>・国民保護に係る研修・訓練・啓発に関する事</li><li>・物資及び資材の備蓄等に関する事</li><li>・通信体制の整備に関する事</li><li>・特殊標章等の交付等に関する事</li><li>・避難施設の運営体制の整備に関する事</li></ul> |
| 住民生活課          | <ul style="list-style-type: none"><li>・国民保護措置についての訓練に関する事</li><li>・避難・救援・安否情報の収集体制の整備に関する事</li><li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事</li><li>・廃棄物処理に関する事</li><li>・死体の埋葬及び火葬に係る体制整備について</li></ul>                                                                                                            |
| 健康福祉課          | <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li><li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事</li><li>・保健衛生の確保に関する事</li></ul>                                                                                                                                                                |
| 建設水道課<br>産業振興課 | <ul style="list-style-type: none"><li>・復旧に関する事</li><li>・所管ライフライン施設に係る機能確保について</li><li>・食料、飲料水及び生活必需品に係る供給・調達体制の整備に関する事</li></ul>                                                                                                                                                                           |
| 共育課            | <ul style="list-style-type: none"><li>・小中学校における国民保護啓発に関する事</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                       |
| 共通事項           | <ul style="list-style-type: none"><li>・各課所管の生活関連施設等の安全確保に関する事</li><li>・各課の管理する公共施設等の安全確保に関する事</li></ul>                                                                                                                                                                                                    |

(2) 最上広域市町村圏事務組合消防（以下「最上広域消防」という。）本部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備にかかる業務を行うものとする。

##### 【最上広域消防本部における平素の業務】

- ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）
- ・住民の避難誘導に関すること

## 2 村職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

村は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

村は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、最上広域消防本部との連携を図りつつ、速やかに村長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### (3) 村の体制及び職員の参集基準等

村は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、村長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### 【職員参集基準】

| 体 制          | 参 集 基 準                                                     |
|--------------|-------------------------------------------------------------|
| ①担当課体制       | 総務課の担当職員が参集                                                 |
| ②緊急事態連絡室体制   | 原則として、村国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 |
| ③村国民保護対策本部体制 | 全ての村職員が本庁又は出先機関等に参集                                         |

#### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

| 事態の状況 | 体制の判断基準                                             | 体制 |
|-------|-----------------------------------------------------|----|
| 事態認定前 | 村の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合                        | ①  |
|       | 村の全課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） | ②  |
| 事態認定後 | 村国民保護対策本部設置の通知がない場合                                 | ①  |
|       | 村の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合                        | ②  |
|       | 村の全課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） | ③  |
|       | 村国民保護対策本部設置の通知を受けた場合                                |    |

### (4) 幹部職員等への連絡手段の確保

村の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

村の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、村対策本部長、村対策副本部長及び村対策本部員の代替職員については、別に定める。

(6) 職員の服務基準

村は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、村国民保護対策本部（以下「村対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

### **3 消防機関の体制**

(1) 最上広域消防本部及び消防署における体制

最上広域消防本部及び消防署は、村における参集基準等と同様に、最上広域消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。その際、村は、最上広域消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における最上広域消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

村は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、村は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、村は、最上広域消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

### **4 国民の権利利益の救済に係る手続等**

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

村は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するため総務課に総合

的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

|                         |                                                      | 担当課   |
|-------------------------|------------------------------------------------------|-------|
| 損失補償<br>(法第159条第1項)     | 特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)                             | 住民生活課 |
|                         | 特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)                           | 住民生活課 |
|                         | 土地等の使用に関する事。 (法第82条)                                 | 建設水道課 |
|                         | 応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)                          | 建設水道課 |
| 損害補償<br>(法第160条)        | 国民への協力要請によるもの<br>(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) | 総務課   |
| 不服申立てに関する事。 (法第6条、175条) |                                                      | 総務課   |
| 訴訟に関する事。 (法第6条、175条)    |                                                      | 総務課   |

#### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

村は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、村文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

村は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

村は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

村は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

村は、国、県、他の市町村、最上広域消防本部、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

村は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

## **2 県との連携**

### (1) 県との連絡体制の整備

村は、村の区域内に係る国民保護措置が円滑に実施できるよう、県との緊密な関係を確保する。

### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

### (3) 村国民保護計画の県への協議

村は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

### (4) 県警察との連携

村長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

## **3 近接市町村との連携**

### (1) 近接市町村との連携

村は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

### (2) 消防機関の連携体制の整備

村及び最上広域消防本部は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図るものとする。また、消防機関のN B C対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図るものとする。

## **4 指定公共機関等との連携**

### (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携体制の整備

村は、区域内の国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定公共機関等との緊密な連携を確保する。

### (2) 医療機関との連携

村は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、地域の医療機関、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

### (3) 民間事業者との連携体制の整備

村は、民間事業者等から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体

制の整備を図る。

また、村は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、当該事業所等との連携の確保を図る。

## **5 ボランティア団体等に対する支援**

### **(1) 自主防災組織等に対する支援**

村は、自主防災組織及び地区会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び村等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### **(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援**

村は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## **第3 通信の確保**

村は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、以下のとおり、通信体制の整備等について定める。

### **(1) 通信体制の整備**

村は、国民保護措置の実施に関し、通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、電気通信事業者及び関係省庁、地方自治体等との連携に十分配慮する。また、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### **(2) 通信体制の確保**

村は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

## **第4 情報収集・提供等の体制整備**

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### **1 基本的考え方**

#### **(1) 情報収集・提供のための体制の整備**

村は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

## (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

|                                                   |                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設・設備面<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>運用面 | ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。                                                                              |
|                                                   | ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。                                     |
|                                                   | ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。                                                                                            |
|                                                   | ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。                                                                                  |
|                                                   | ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。                                                                                         |
|                                                   | ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。                                                  |
|                                                   | ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。               |
|                                                   | ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、最上広域消防の「消防救急無線」等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 |
|                                                   | ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。                                                                                                   |
|                                                   | ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。                                                                     |
|                                                   | ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。      |

## (3) 情報の共有

村は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

村は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

警報を通知すべき関係機関については、別に定めるとおりである。

(2) 防災行政無線の整備

村は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線について、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 県警察との連携

村は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

村は、県から警報の内容の通知を受けたときに村長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、診療所、駅その他の多数の者が利用する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

村は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### **3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**

(1) 安否情報収集のための体制整備

村は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、村における安否情報の収集、整理、報告及び提供の責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

村は、安否情報の収集を円滑に行うため、小中学校、保育所、診療所、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握する。

(3) 安否情報の種類及び報告様式

村は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否

情報省令」という。)第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

#### 【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
  - ① 氏名
  - ② 出生の年月日
  - ③ 男女の別
  - ④ 住所
  - ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
  - ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
  - ⑦ 居所
  - ⑧ 負傷又は疾病の状況
  - ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 2 死亡した住民  
（上記①～⑥に加えて）
  - ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑪ 死体の所在

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

### (1) 情報収集・連絡体制の整備

村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

### (2) 担当者の育成

村は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

村職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、村における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

村は、国民保護を担当する職員の資質向上を図るため、国、県の研修機関の研修

課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

村は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

村は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、警察及び最上広域消防本部の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

## 2 訓練

(1) 村における訓練の実施

村は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 村対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び村対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- ④ 通信訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、地区会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 村は、地区会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 村は、県と連携し、学校、診療所、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び

避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

- ⑥ 村は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

村は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【村対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 災害時要援護者の避難支援プラン

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

村は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

村は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

村は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

村は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合に

においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

村は、関係機関（教育委員会など村の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等についても配慮する。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

村は、県から救援の一部の事務を当該村において行うこととされた場合や村が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、村の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における村の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

### (2) 基礎的資料の準備等

村は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

村は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

村は、県が保有する当該村の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

#### ○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、バス)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法                      など

#### ○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路    (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道    (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

### (2) 運送経路の把握等

村は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5 避難施設の指定への協力

村は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

村は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、村は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

### (2) 村が管理する公共施設等の安全確保

村は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

また、村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設を管理する指定管理者に対して、村の措置に準じた措置をとるように求める。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

村が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 村における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、村としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

### (3) 県との連携

村は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

## 2 村が管理する施設及び設備の整備及び点検等

### (1) 施設及び設備の整備及び点検

村は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

### (2) ライフライン施設の機能の確保

村は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

村は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

## 1 国民保護措置に関する啓発

### (1) 啓発の方法

村は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

### (2) 防災に関する啓発との連携

村は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主

防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

村教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、村立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

## **2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発**

村は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、村は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、村は、日本赤十字社、都道府県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、村は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

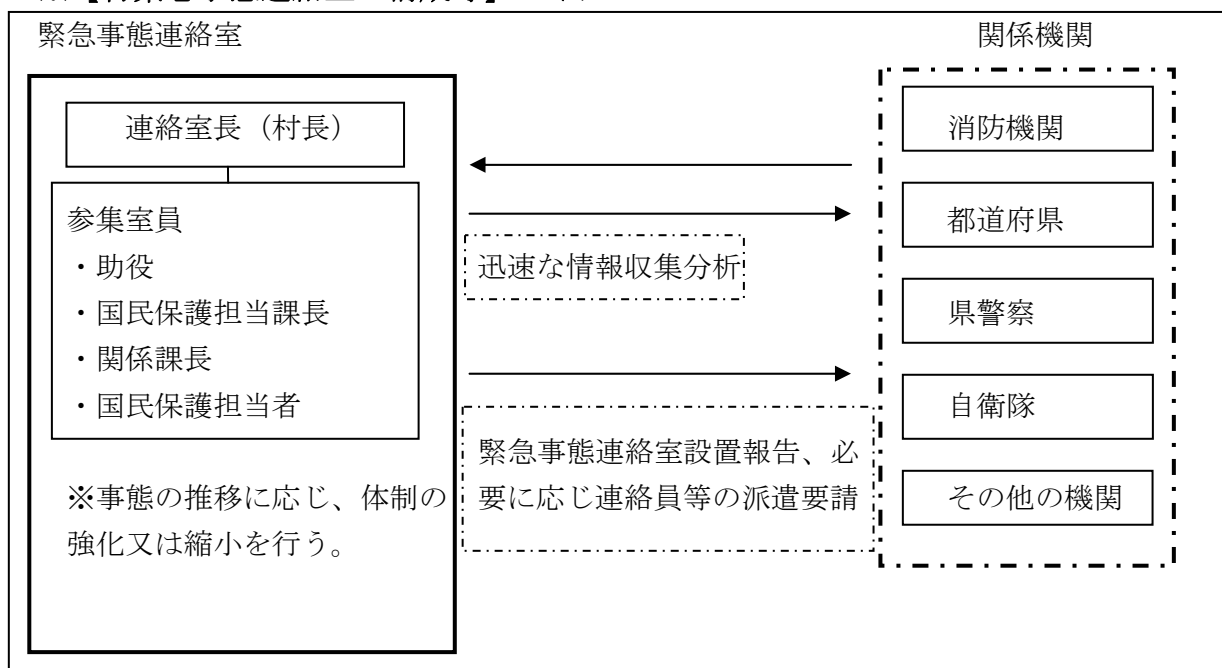
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、村の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

##### (1) 緊急事態連絡室等の設置

- ① 村長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、村としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、村対策本部員のうち、国民保護担当課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

##### ※【村緊急事態連絡室の構成等】＜イメージ＞



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、村職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を村長及び幹部職員等に報告するものとする。

最上広域消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

- ② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

村は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、村長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

村は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、村に対し、村対策本部の設置の指定がない場合においては、村長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

村長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

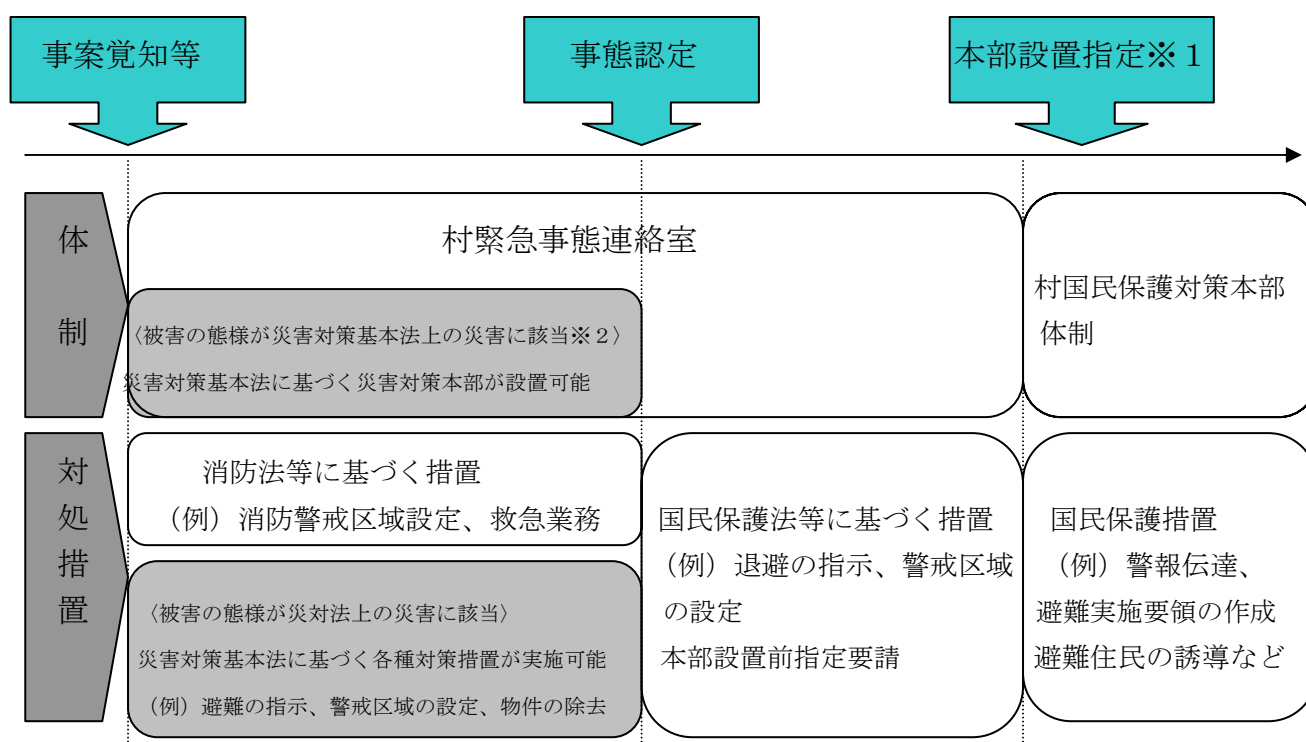
「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、村に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに村対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

※ 【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、村対策本部を設置すべき村の指定の通知があった場合には、直ちに村対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、村対策本部長は、村対策本部に移行した旨を村関係課に対し周知徹底する。

村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ず

るなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

村は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該村に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、村長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、村長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該村の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

### ※【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

## 第2章 村対策本部の設置等

村対策本部を迅速に設置するため、村対策本部を設置する場合の手順や村対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 村対策本部の設置

#### (1) 村対策本部の設置の手順

村対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて村対策本部を設置すべき村の指定の通知を受ける。

##### ② 村長による村対策本部の設置

指定の通知を受けた村長は、直ちに村対策本部を設置する。なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、村対策本部に切り替えるものとする。

##### ③ 村対策本部員及び村対策本部職員の参集

村対策本部担当者は、村対策本部員、村対策本部職員等に対し、携帯電話等により、村対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 村対策本部の開設

村対策本部担当者は、村庁舎会議室に村対策本部を開設するとともに、村対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

村長は、村対策本部を設置したときは、村議会に村対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

村は、村対策本部が被災した場合等村対策本部を村庁舎内に設置できない場合に備え、村対策本部の予備施設として、第1順位戸沢村中央公民館、第2順位戸沢村農村環境改善センターを指定する。

また、村区域外への避難が必要で、村の区域内に村対策本部を設置することができない場合には、知事と村対策本部の設置場所について協議を行う。

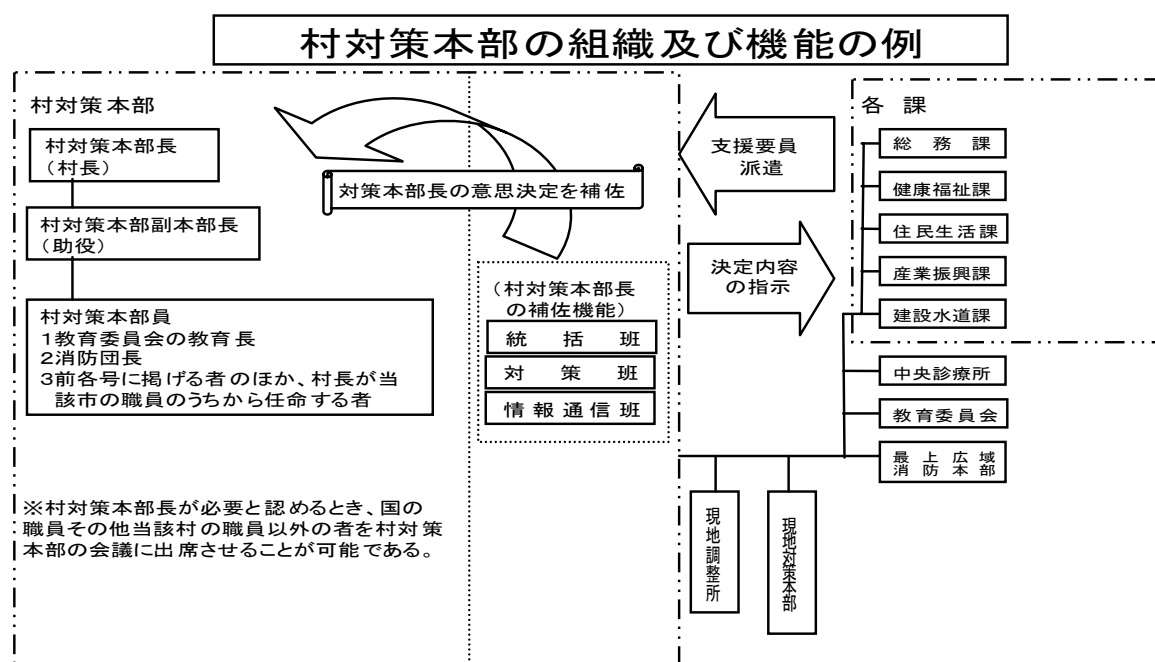
#### (2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

村長は、村が市町村対策本部を設置すべき村の指定が行われていない場合において、村における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、村対策本部を設置すべき村の指定を行うよう要請する。

#### (3) 村対策本部の組織構成及び機能

村対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

※【村対策本部の組織構成及び各組織の機能例】



※ 村対策本部における決定内容等を踏まえて、各課において措置を実施するものとする（村対策本部には、各課から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【村対策本部長の補佐機能の編成】

|       | 機 能                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 統括班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>村対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>情報通信班が収集した情報を踏まえた村対策本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>村対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示</li> <li>村対策本部員や村対策本部職員のローテーション管理</li> <li>村対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項</li> </ul>                                                                                                                                                  |
| 対策班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>村が行う国民保護措置に関する調整</li> <li>他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項</li> <li>県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</li> </ul>                                                                                                                                                                                                |
| 情報通信班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災情報</li> <li>○ 避難や救援の実施状況</li> <li>○ 災害への対応状況</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ その他統括班等から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> <li>村対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</li> <li>通信回線や通信機器の確保</li> <li>被災状況や村対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動</li> </ul> |

**【村の各課における武力攻撃事態における業務】**

| 部局名            | 武力攻撃事態等における業務                                                                                                                                                                            |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務課            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・村国民保護対策本部に関すること</li> <li>・避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）</li> <li>・避難施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>・特殊標章等の交付に関すること</li> </ul> |
| 住民生活課<br>税務会計課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安否情報の収集に関すること</li> <li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること</li> <li>・住民の避難誘導に関すること</li> <li>・廃棄物処理に関すること</li> </ul>                                |
| 健康福祉課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>・保育所の児童の安全確保に関すること</li> <li>・死体の検視及び収容に関すること</li> </ul>         |
| 産業振興課<br>建設水道課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧に関すること</li> <li>・所管ライフライン施設に係る機能確保について</li> <li>・食料、飲料水及び生活必需品に係る供給・調達体制の整備に関すること</li> </ul>                                                   |
| 共 育 課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の児童生徒の安全確保に関すること。</li> </ul>                                                                                                                 |
| 共通事項           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課所管の生活関連施設、公共施設等の安全確保に関すること。</li> </ul>                                                                                                         |

また、最上広域消防本部は、次の業務について村対策本部と連携を図るものとする。

- ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）
- ・住民の避難誘導に関すること

(4) 村対策本部における広報等

村は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、村対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

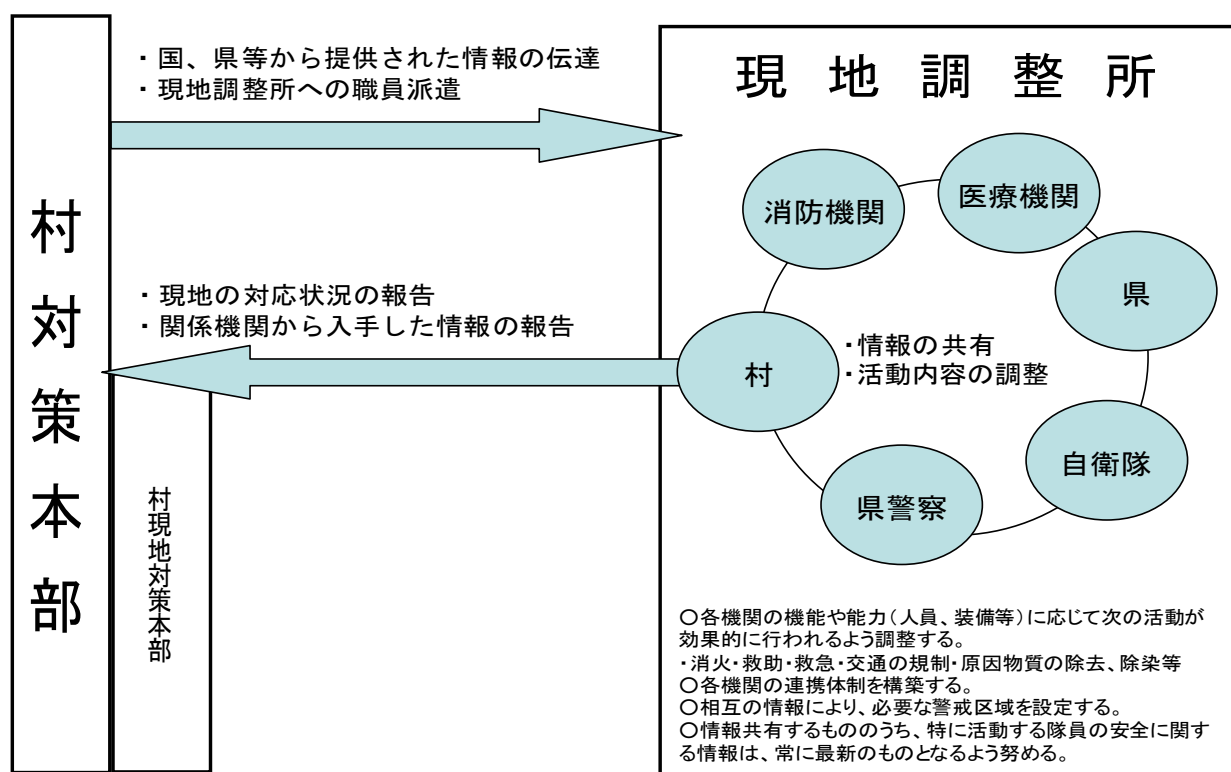
広報誌、テレビ・ラジオ放送、防災行政無線、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 村対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、村長自ら記者会見を行うこと。
- ウ) 都道府県と連携した広報体制を構築すること。
- (5) 村現地対策本部の設置
- 村長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、村対策本部の事務の一部を行うため、村現地対策本部を設置する。
- 村現地対策本部長や村現地対策本部員は、村対策副本部長、村対策本部員その他の職員のうちから村対策本部長が指名する者をもって充てる。
- (6) 現地調整所の設置

村長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所の組織編成例】



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。

② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、村は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、村における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う村が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、村の職員を積極的に参画させることが必要である。このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、村は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。

#### (7) 村対策本部長の権限

村対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### ① 村の区域内の国民保護措置に関する総合調整

村対策本部長は、村の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該村が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

##### ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

村対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、村対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、村対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

##### ③ 情報の提供の求め

村対策本部長は、県対策本部長に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

##### ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

村対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

##### ⑤ 村教育委員会に対する措置の実施の求め

村対策本部長は、村教育委員会に対し、村の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、村対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (8) 村対策本部の廃止

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して村対策本部を設置すべき村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、村対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

#### (1) 情報通信手段の確保

村は、電気通信事業者、関係省庁及び地方自治体等の臨時を含む通信回線を利用し、村対策本部と村現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。使用する端末は、加入電話、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等を使用する。

#### (2) 情報通信手段の機能確認

村は、村の所有する情報通信手段の機能確認を行うとともに、村の情報通信施設に支障が生じた場合は、直ちに要員を現場に派遣し、応急復旧作業に当てる。

また、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡する。

#### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

村は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、村の通信運用指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める

## 第3章 関係機関相互の連携

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

村は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

村は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

## **2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等**

### (1) 知事等への措置要請

村は、当該村の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、村は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

村は、当該村の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、村は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

## **3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等**

① 村長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、山形地方協力本部長又は陸上自衛隊第6師団長を通じて、陸上自衛隊にあっては東北方面総監、海上自衛隊にあっては舞鶴地方総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

② 村長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、村対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

## **4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託**

### (1) 他の市町村長等への応援の要求

① 村長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

### (2) 県への応援の要求

村長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

### (3) 事務の一部の委託

① 村が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託

を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、村は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、村長はその内容を速やかに議会に報告する。

## **5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請**

- (1) 村は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 村は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## **6 村の行う応援等**

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
- ① 村は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、村長は、所定の事項を議会に報告するとともに、村は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
- 村は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## **7 ボランティア団体等に対する支援等**

- (1) 自主防災組織等に対する支援
- 村は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や地区会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。
- (2) ボランティア活動への支援等
- 村は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に

確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、村は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

村は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

村は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

○避難住民の誘導

○避難住民等の救援

○消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

○保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

村は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 警報の内容の伝達等

### (1) 警報の内容の伝達

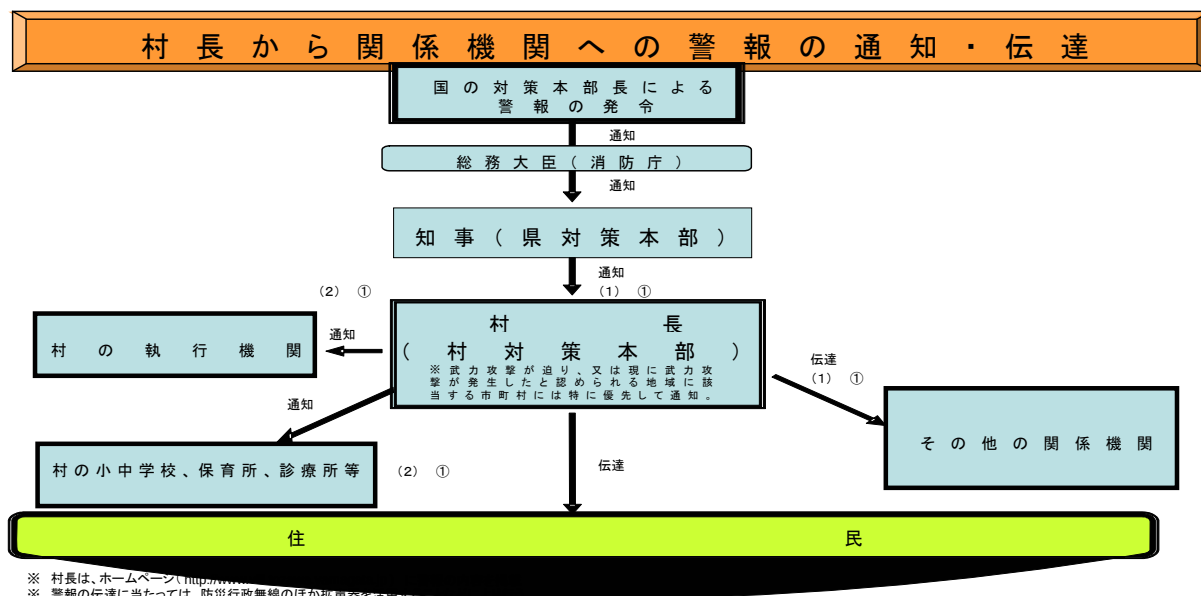
① 村は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、地区会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、診療所、保育所、学校など）に警報の内容を伝達する。

### (2) 警報の内容の通知

① 村は、当該村の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、村立診療所、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。

② 村は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、村の

ホームページ (<http://www.vill.tozawa.yamagata.jp>) に警報の内容を掲載する。  
 村長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に村が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、村長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、地区会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

(2) 村長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、最上広域消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うものとする。消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、地区会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、村は、県警察の駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉担当部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

### **3 緊急通報の伝達及び通知**

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

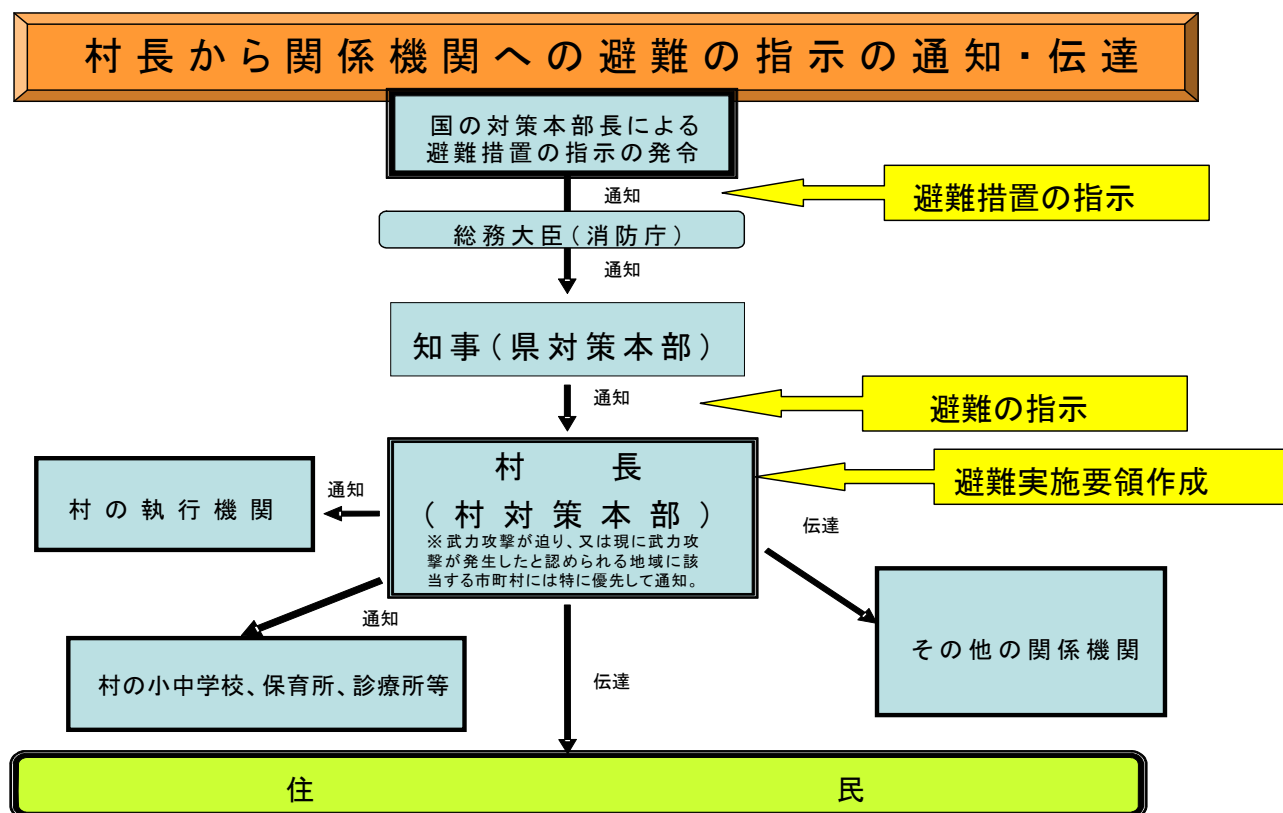
## **第2 避難住民の誘導等**

村は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。村が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### **1 避難の指示の通知・伝達**

- ① 村長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 村長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じて、次の事項を定めた避難実施要領の案を作成する。

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ 避難の実施に関し必要な事項

当該案については、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

### (2) 避難実施要領の項目

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、地区会、事務所などの地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

- ② 避難先  
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 一時集合場所及び集合方法  
避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間  
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- ⑤ 集合に当たっての留意事項  
集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路  
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。なお、冬期間の場合は、要避難地域から避難地域までの国道、県道等の除排雪状況を十分考慮する。
- ⑦ 市町村職員、最上広域消防職員及び消防団員の配置等  
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、最上広域消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応  
高齢者、障害者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認  
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援  
避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- ⑪ 避難住民の携行品及び服装  
避難住民の誘導を円滑に実施できるよう必要最低限の携行品及び服装について記載する。
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等  
問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。
- (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項  
避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
  - ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
  - ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
  - ③ 避難住民の概数把握
  - ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
  - ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

- ⑥ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）
  - ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
  - ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
  - ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
  - ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）
- (4) 国対策本部長による利用指針の調整

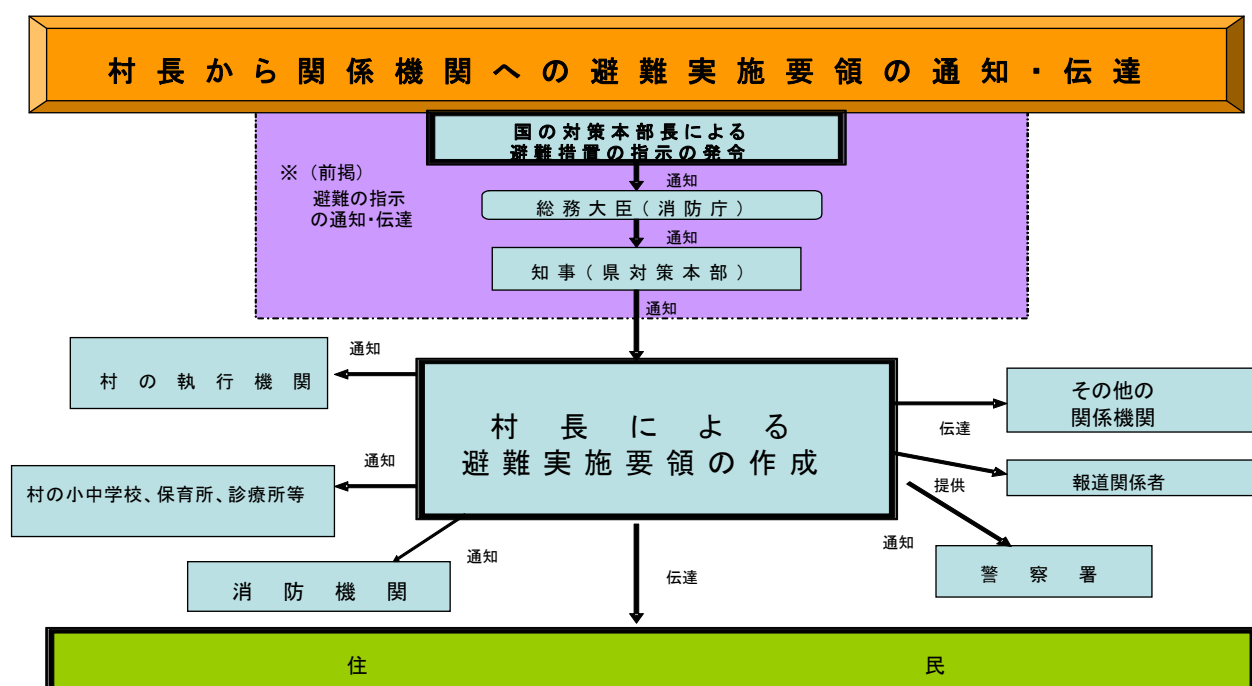
自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、村長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、村長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、村の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

村長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、村長は、直ちに、その内容を村の他の執行機関、最上広域消防長、警察署長及び自衛隊山形地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。



さらに、村長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

### 3 避難住民の誘導

#### (1) 村長による避難住民の誘導

村長は、避難実施要領で定めるところにより、最上広域消防本部と連携を図りながら、当該村の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、地区会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、村長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

最上広域消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、村長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するものとし、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うものとする。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、最上広域消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、地区会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

当該消防機関は、村の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。この場合、村長は、当該消防本部の理事に対し、当該消防本部の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から村の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、当該消防機関やその理事と十分な調整を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

村長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該村の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、村長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関

係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、村長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

村長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や地区会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

村長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

村長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

村長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

また、「戸沢村避難支援プラン」を早急に策定し、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

村は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

村は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる村は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

村長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

村長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

村長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

村長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

弾道ミサイル攻撃の場合

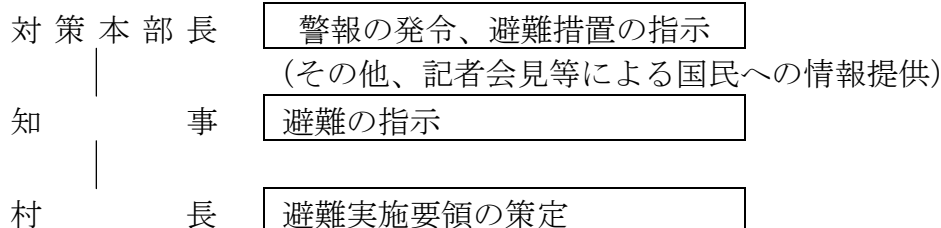
- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階に避難することとなる。)

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標

は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

#### ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

- 昼間の中心部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、中心部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

## 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

村長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

村長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

#### ※【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

村長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

村長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

村長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

(1) 救援の基準等

村長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

村長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

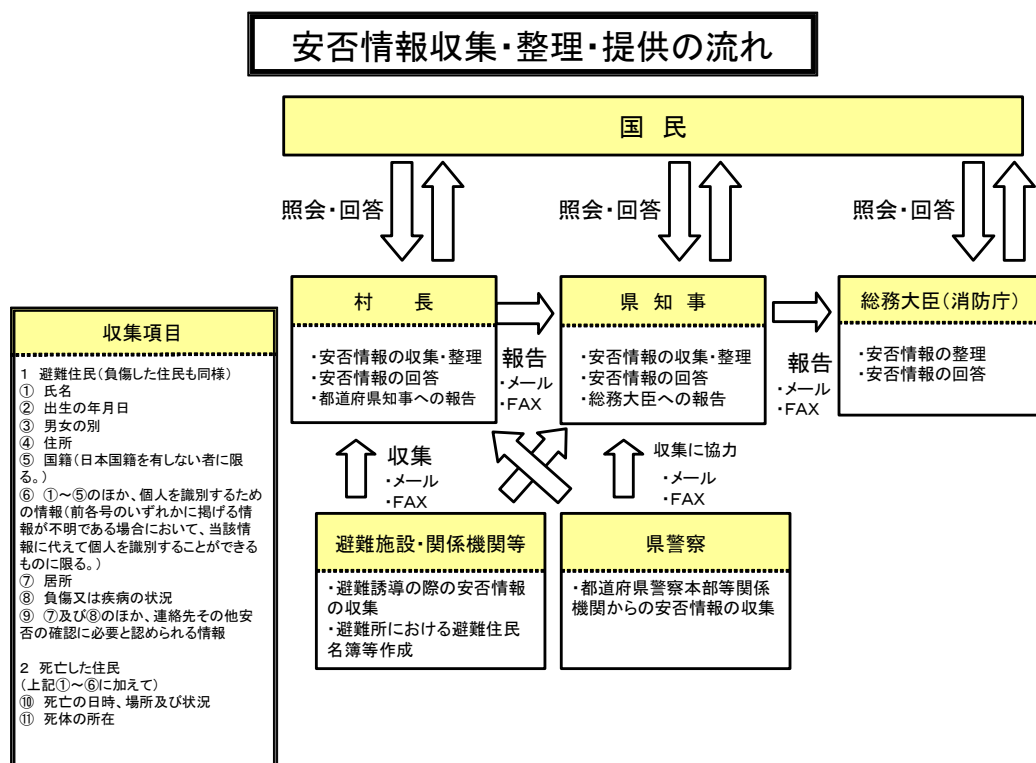
村長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、村対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、都道府県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

村は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



## 1 安否情報の収集

### (1) 安否情報の収集

村は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している村が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

### (2) 安否情報収集の協力要請

村は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

村は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告

村は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式

第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

### **3 安否情報の照会に対する回答**

#### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 村は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、村対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として村対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

#### (2) 安否情報の回答

- ① 村は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令様式第5号により回答する。
- ③ 村は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

#### (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

### **4 日本赤十字社に対する協力**

村は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

村は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

村長は、国や県等の関係機関と協力して、当該村の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、村長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

村は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 村長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を村長に通報するものとする。

##### (2) 知事への通知

村長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

### 第2 応急措置等

村は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 退避の指示

### (1) 退避の指示

村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

### ※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、村長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

### ※【退避の指示（一例）】

○「〇〇地区、△△地区」の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。

○「〇〇地区、△△地区」の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

### ※【屋内退避の指示について】

村長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

### (2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 村は、退避の指示を行ったときは、村防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 村長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保等

- ① 村長は、退避の指示を住民に伝達する村の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や村で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 村の職員、最上広域消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、村長は、必要に応じて県警察及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行うとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 村長は、退避の指示を行う村の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

#### ※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している村長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 村長は、警戒区域の設定に際しては、村対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 村長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時

の連絡体制を確保する。

- ④ 村長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

村長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## **3 応急公用負担等**

### (1) 村長の事前措置

村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## **4 消防に関する措置等**

### (1) 村が行う措置

村長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、最上広域消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、最上広域消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うものとする。

また、消防団は、最上広域消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

村長は、当該村の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場

合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

村長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

村長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、都道府県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

村長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、都道府県知事との連絡体制を確保するとともに、最上広域消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

村長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 村長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を村対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、村長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、村対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の村長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、最上広域消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 村長又は最上広域消防長は、特に現場で活動する最上広域消防職員、消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

村は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した村の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

村は、村対策本部を設置した場合においては、村内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 村が管理する施設の安全の確保

村長は、村が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、村長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の村が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 最上広域市町村圏事務組合が管理する施設の安全確保

村は、最上広域市町村圏事務組合が管理する生活関連等施設について、他の構成市町村及び当該事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

村長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市町村対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について村長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

(1) 消防本部等所在市（町村）の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市（町村）の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

(2) 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条

第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合)

#### 【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)
  - ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)
  - ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)
- (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告
- 村長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、村長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 NBC攻撃による災害への対処

村は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

村は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### (1) 応急措置の実施

村長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

村は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

村は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### (3) 関係機関との連携

村長は、NBC攻撃が行われた場合は、村対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における

関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、村長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

村は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

##### ① 核攻撃等の場合

村は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

##### ② 生物剤による攻撃の場合

村は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

##### ③ 化学剤による攻撃の場合

村は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

#### ※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、村の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

#### (5) 村長及び最上広域市町村事務組合理事の権限

村長又は最上広域市町村圏事務組合理事は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

|     | 対 象 物 件 等       | 措 置                                          |
|-----|-----------------|----------------------------------------------|
| 1 号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。<br>・ 移動の制限<br>・ 移動の禁止<br>・ 廃棄 |
| 2 号 | 生活の用に供する水       | 管理者に対し、以下を命ずる。<br>・ 使用の制限又は禁止<br>・ 給水の制限又は禁止 |

|    |                 |                                                                                         |
|----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 3号 | 死体              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動の制限</li> <li>・移動の禁止</li> </ul>                |
| 4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄</li> </ul>                                   |
| 5号 | 建物              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・立入りの制限</li> <li>・立入りの禁止</li> <li>・封鎖</li> </ul> |
| 6号 | 場所              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の制限</li> <li>・交通の遮断</li> </ul>                |

村長又は最上広域市町村圏事務組合理事は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

|    |                                                                             |
|----|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1. | 当該措置を講ずる旨                                                                   |
| 2. | 当該措置を講ずる理由                                                                  |
| 3. | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあつては、当該措置の対象となる建物又は場所） |
| 4. | 当該措置を講ずる時期                                                                  |
| 5. | 当該措置の内容                                                                     |

#### (6) 要員の安全の確保

村長又は最上広域市町村圏事務組合理事は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮するものとする。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

村は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### ○被災情報の収集及び報告

- ① 村は、電話、村防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 村は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活

用した情報の収集を行う。

- ③ 村は、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 村は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について次の様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、村長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分  
〇 〇 市（町村）

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
- (1) 発生日時 年 月 日
- (2) 発生場所 市 町 丁目 番 号（北緯 度、東経 度）
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

| 市町村名 | 人的被害 |            |       |     | 住家被害 |     | その他 |
|------|------|------------|-------|-----|------|-----|-----|
|      | 死 者  | 行 方<br>不明者 | 負 傷 者 |     | 全壊   | 半壊  |     |
|      |      |            | 重傷    | 軽傷  |      |     |     |
|      | (人)  | (人)        | (人)   | (人) | (棟)  | (棟) |     |
|      |      |            |       |     |      |     |     |

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

| 市町村名 | 年月日 | 性別 | 年齢 | 概 況 |
|------|-----|----|----|-----|
|      |     |    |    |     |

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

村は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

村は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じ

て、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

村は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

村は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

村は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 村は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 村は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 村は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

村は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) 精神保健対策

村は、武力攻撃災害発生時の不安除去等精神的ケアに対応するために県が行う精神保健対策に協力するよう努めるものとする。

## **2 廃棄物の処理**

(1) 廃棄物処理対策

① 村は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

② 村は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

① 村は、環境大臣が特例地域を指定した場合、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

- ② 村は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ③ 平素から村は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

## 第 10 章 国民生活の安定に関する措置

村は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

村は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

村教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

村は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、村税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに村税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者として村は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として村は、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

村は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

## ※ 特殊標章等の意義について

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### (1) 特殊標章等

#### ア 特殊標章

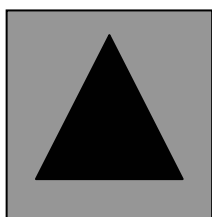
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

#### イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

#### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に  
青の正三角形）

| (裏)                                                   |                            |                 |
|-------------------------------------------------------|----------------------------|-----------------|
| 身長/Height .....                                       | 眼の色/Eyes .....             | 頭髪の色/Hair ..... |
| その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information: |                            |                 |
| 血液型/Blood type .....                                  |                            |                 |
| .....                                                 |                            |                 |
| .....                                                 |                            |                 |
| 所持者の写真/PHOTO OF HOLDER                                |                            |                 |
| 印章/Stamp                                              | 所持者の署名/Signature of holder |                 |

| (表)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 戸沢村長                    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                         |
| 身分証明書<br>IDENTITY CARD                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                         |
| 国民保護措置に係る職務を行う者用<br>for civil defence personnel                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                         |
| 名前/Name .....                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                         |
| 生年月日/Date of birth .....                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                         |
| この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議案書I)によって保護される。<br>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts in his capacity as |                         |
| .....                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                         |
| 交付等の年月日/Date of issue .....                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 証明書番号/No. of card ..... |
| 許可権者の署名/Signature of issuing authority                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                         |
| 有効期間の満了日/Date of expiry .....                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                         |

（身分証明書のひな型）

## (2) 特殊標章等の交付及び管理

村長及び最上広域消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させるものとする。

### ① 村長

- ・ 村の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### ② 最上広域消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## (3) 特殊標章等に係る普及啓発

村は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

村は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

(1) 村が管理する施設及び設備の緊急点検等

村は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

村は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

村は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 村は、武力攻撃災害が発生した場合には、村が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 村は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

### 第2章 武力攻撃災害の復旧

村は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に

向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、村は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 村が管理する施設及び設備の復旧

村は、武力攻撃災害により村の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

村が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要 な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

村は、国民保護措置の実施に要した費用で村が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

#### 2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

村は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

村は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

#### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

村は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、村の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急対処事態への対処

### 1 緊急対処事態への対処

緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第 172 条から第 182 条の規定において基本的な事項が定められているほか、同法第 183 条の規定に基づき武力攻撃事態等及び国民保護措置に関する規定が基本的に準用されることとなる。

また、村国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態は、第 1 編第 5 章 3 に掲げるとおりであるが、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。

このため、村は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態の対処については、警報の通知及び伝達に関する事項等を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

なお、この計画において、武力攻撃事態及び国民保護措置に関して定めた事項を緊急対処事態及び緊急対処保護措置に準用する際の主な用語の読み替えは、次のとおりである。

| 武力攻撃事態         | 緊急対処事態        |
|----------------|---------------|
| 国民保護措置         | 緊急対処保護措置      |
| 武力攻撃災害         | 緊急対処事態における災害  |
| 武力攻撃           | 緊急対処事態における攻撃  |
| 国（武力攻撃事態等）対策本部 | 国（緊急対処事態）対策本部 |
| 県（国民保護）対策本部    | 県（緊急対処事態）対策本部 |
| 村（国民保護）対策本部    | 村（緊急対処事態）対策本部 |
| 対処基本方針         | 緊急対処事態対処方針    |

### 2 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

緊急対処保護措置については、この計画の第 1 編に定める国民保護措置の実施に関する基本方針等、第 3 編及び第 4 編に定める国民保護措置に準じた措置を実施する。

### 3 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長は、緊急対処事態における攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、当該緊急対処事態における攻撃に係る警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定することとされている。

このため、村長は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、第 3 編第 4 章第 1 の警報の伝達等の定めに従って、これを行う。

### 4 特殊標章等の取扱い

武力攻撃事態等における特殊標章等の標章に関する規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されないので留意する。

## 5 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定等）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されないので留意する。

## 6 備蓄、避難施設等に係る取扱い

国民保護法の規定では、備蓄、避難施設等の平時における備えに係る規定については、緊急対処事態においては準用しないこととされており、武力攻撃事態等への備えとして行われる備蓄や避難施設等を活用することとされていることに留意する。

# 資 料 編

## 戸沢村国民保護計画資料編 目次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1、関係機関連絡先一覧                      | 1  |
| 2、生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県対等部局       | 4  |
| 3、戸沢村国民保護対策本部及び戸沢村緊急対処事態対策本部運営要綱 | 5  |
| 4、戸沢村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱        | 7  |
| 5、火災・災害等速報要領                     | 17 |
| 6、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務運用に関するガイドライン | 29 |
| 7、安否情報関係様式                       | 36 |
| 8、公用令書                           | 41 |
| 9、警報の通知先一覧                       | 45 |
| 10、警報の伝達先一覧                      | 46 |
| 11、避難施設一覧                        | 47 |

## 1 関係機関連絡先一覧

### (1) 県

| 担当部署          | 所 在 地       | 電話番号         |
|---------------|-------------|--------------|
| 総務部危機管理室総合防災課 | 山形市松波 2-8-1 | 023-630-2229 |

### (2) 市町村

| 市町村名 | 担当部署       | 所 在 地               | 電話番号         |
|------|------------|---------------------|--------------|
| 山形市  | 防災安全課      | 山形市旅籠町 2-3-25       | 023-641-1212 |
| 米沢市  | 総務課        | 米沢市金池 5-2-25        | 0238-22-5111 |
| 鶴岡市  | 市民生活課危機管理室 | 鶴岡市馬場町 9-25         | 0235-25-2111 |
| 酒田市  | 総務課        | 酒田市本町 2-2-45        | 0234-26-5700 |
| 新庄市  | 総務課        | 新庄市沖の町 10-37        | 0233-22-2111 |
| 寒河江市 | 庶務課        | 寒河江市中央 1-9-45       | 0237-86-2111 |
| 上山市  | 庶務課        | 上山市河崎 1-1-10        | 023-672-1111 |
| 村山市  | 総務政策課      | 村山市中央 1-3-6         | 0237-55-2111 |
| 長井市  | 総務課        | 長井市ままの上 5-1         | 0238-84-2111 |
| 天童市  | 総務課        | 天童市老野森 1-1-1        | 023-654-1111 |
| 東根市  | 庶務課        | 東根市中央 1-1-1         | 0237-42-1111 |
| 尾花沢市 | 危機管理室      | 尾花沢市若葉町 1-1-3       | 0237-22-1111 |
| 南陽市  | 総務課        | 南陽市三間通 436-1        | 0238-40-3211 |
| 山辺町  | 総務課        | 東村山郡山辺町緑ヶ丘 5        | 023-667-1111 |
| 中山町  | 総務課        | 東村山郡中山町大字長崎 120     | 023-662-2111 |
| 河北町  | 総務課        | 西村山郡河北町谷地戊 81       | 0237-73-2111 |
| 西川町  | 総務企画課      | 西村山郡西川町大字海味 510     | 0237-74-2111 |
| 朝日町  | 総務課        | 西村山郡朝日町大字宮宿 1115    | 0237-67-2111 |
| 大江町  | 総務企画課      | 西村山郡大江町大字左沢 882-1   | 0237-62-2112 |
| 大石田町 | 町民税務課      | 北村山郡大石田町緑町 1        | 0237-35-2111 |
| 金山町  | 総務課        | 最上郡金山町大字金山 324-1    | 0233-52-2111 |
| 最上町  | 総務課・町民税務課  | 最上郡最上町大字向町 644      | 0233-43-2111 |
| 舟形町  | 総務課        | 最上郡舟形町舟形 263        | 0233-32-2111 |
| 真室川町 | 総務課        | 最上郡真室川町大字新町 127-5   | 0233-62-2111 |
| 大蔵村  | 総務課        | 最上郡大蔵村大字清水 2528     | 0233-75-2111 |
| 鮭川村  | 総務課        | 最上郡鮭川村大字佐渡 2003-の 7 | 0233-55-2111 |
| 戸沢村  | 総務課        | 最上郡戸沢村大字古口 270      | 0233-72-2111 |
| 高畠町  | 総務課        | 東置賜郡高畠町大字高畠 436     | 0238-52-3744 |
| 川西町  | 政策総務課      | 東置賜郡川西町大字上小松 1567   | 0238-42-2111 |
| 小国町  | 町民課        | 西置賜郡小国町大字小国小坂町 2-70 | 0238-62-2111 |
| 白鷹町  | 総務課        | 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833    | 0238-85-6122 |
| 飯豊町  | 総務課        | 西置賜郡飯豊町大字椿 2888     | 0238-72-2111 |
| 三川町  | 総務課        | 東田川郡三川町大字横山字西田 85   | 0235-66-3111 |
| 庄内町  | 総務課        | 東田川郡庄内町狩川字大釜 22     | 0234-56-3395 |
| 遊佐町  | 環境安全課      | 飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 211     | 0234-72-5895 |

### (3) 消防本部

| 消防本部名            | 担当部署 | 所 在 地              | 電話番号         |
|------------------|------|--------------------|--------------|
| 山形市消防本部          | 警防課  | 山形市緑町 4-15-7       | 023-631-7218 |
| 上山市消防本部          |      | 上山市石崎 1-7-46       | 023-672-1190 |
| 天童市消防本部          | 総務課  | 天童市桜町 2-1          | 023-654-1191 |
| 西村山広域行政事務組合消防本部  | 警防課  | 寒河江市大字西根字石川西 300-1 | 0237-86-2595 |
| 村山市消防本部          | 総務課  | 村山市中央 1-3-13       | 0237-55-2514 |
| 東根市消防本部          | 総務課  | 東根市中央 2-16-23      | 0237-42-0134 |
| 尾花沢市消防本部         | 総務課  | 尾花沢市新町 4-5-1       | 0237-22-1131 |
| 最上広域市町村圏事務組合消防本部 | 警防課  | 新庄市金沢字中村 1279-1    | 0233-22-7521 |
| 米沢市消防本部          | 消防課  | 米沢市金池 5-2-41       | 0238-23-3107 |
| 南陽市消防本部          | 消防課  | 南陽市三間通 445-2       | 0238-43-3500 |
| 高島町消防本部          |      | 高島町大字高島 528        | 0238-52-1505 |
| 川西町消防本部          |      | 川西町大字上小松 1736-2    | 0238-42-3700 |
| 西置賜行政組合消防本部      | 総務課  | 長井市平山 4460         | 0238-88-1212 |
| 鶴岡地区消防事務組合消防本部   | 警防課  | 鶴岡市馬場町 8-13        | 0235-22-8320 |
| 酒田地区消防組合消防本部     | 総務課  | 酒田市千石町 1-12-1      | 0234-22-3214 |

### (4) 指定行政機関

内閣府    国家公安委員会    警察庁    防衛庁    防衛施設庁    金融庁    総務省    消防庁    法務省  
公安調査庁    外務省    財務省    国税庁    文部科学省    文化庁    厚生労働省    農林水産省  
林野庁    水産庁    経済産業省    資源エネルギー庁    中小企業庁    原子力安全・保安院    国土交通省  
国土地理院    気象庁    海上保安庁    環境省

### (5) 指定地方行政機関

東北管区警察局    仙台防衛施設局    東北総合通信局    東北財務局    東京税関    東北厚生局  
山形労働局    東北農政局    東北森林管理局    東北経済産業局    関東東北産業保安監督部  
東北地方整備局    北陸地方整備局    東北運輸局    東京航空局    東京航空交通管制部  
仙台湾区气象台    第二管区海上保安本部

### (6) 自衛隊

陸上自衛隊    海上自衛隊    航空自衛隊

## (7) 関係指定公共機関

独立行政法人海上技術安全研究所      独立行政法人海上災害防止センター      独立行政法人建築研究所  
独立行政法人原子力安全基盤機構      独立行政法人港湾空港技術研究所      独立行政法人国立病院機構  
独立行政法人産業技術総合研究所      独立行政法人消防研究所      独立行政法人情報処理推進機構  
独立行政法人情報通信研究機構      独立行政法人森林総合研究所      独立行政法人水産総合研究センター  
独立行政法人土木研究所      独立行政法人日本原子力研究開発機構  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構      独立行政法人農業工学研究所  
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構      独立行政法人放射線医学総合研究所  
独立行政法人北海道開発土木研究所      独立行政法人水資源機構  
日本銀行      日本赤十字社      日本放送協会      日本郵政公社  
東日本高速道路株式会社      日本貨物鉄道株式会社  
東日本電信電話株式会社  
東北電力株式会社  
ジェイアールバス東北株式会社      佐川急便株式会社      西濃運輸株式会社      日本通運株式会社  
ヤマト運輸株式会社      株式会社日本航空ジャパン      全日本空輸株式会社      東日本旅客鉄道株式会社  
KDD I 株式会社      株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北      ボードフォン株式会社

## (8) 指定地方公共機関

山形ガス株式会社      寒河江ガス株式会社      新庄都市ガス株式会社      鶴岡ガス株式会社  
酒田天然ガス株式会社      庄内中部ガス株式会社      社団法人山形県エルピーガス協会  
山交バス株式会社      庄内交通株式会社      社団法人山形県バス協会      第一貨物株式会社  
社団法人山形県トラック協会  
社団法人山形県医師会  
山形放送株式会社      株式会社山形テレビ      株式会社テレビユー山形      株式会社さくらんぼテレビジョン  
株式会社エフエム山形

## 2 生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局

| 国民保護<br>法施行令 | 各号  | 施 設 の 種 類                 | 所管省庁名          | 所管県担当部局 |
|--------------|-----|---------------------------|----------------|---------|
| 第 2 7 条      | 1 号 | 発電所、変電所                   | 経済産業省          |         |
|              | 2 号 | ガス工作物                     | 経済産業省          |         |
|              | 3 号 | 取水施設、貯水施設、浄水施設、<br>配水池    | 厚生労働省          |         |
|              | 4 号 | 鉄道施設、軌道施設                 | 国土交通省          |         |
|              | 5 号 | 電気通信事業用交換設備               | 総務省            |         |
|              | 6 号 | 放送用無線設備                   | 総務省            |         |
|              | 7 号 | 水域施設、係留施設                 | 国土交通省          |         |
|              | 8 号 | 滑走路等、旅客ターミナル施設、<br>航空保安施設 | 国土交通省          |         |
|              | 9 号 | ダム                        | 国土交通省<br>農林水産省 |         |
| 第 2 8 条      | 1 号 | 危険物                       | 総務省消防庁         |         |
|              | 2 号 | 毒劇物（毒物及び劇物取締法）            | 厚生労働省          |         |
|              | 3 号 | 火薬類                       | 経済産業省          |         |
|              | 4 号 | 高压ガス                      | 経済産業省          |         |
|              | 5 号 | 核燃料物質（汚染物質を含む。）           | 文部科学省<br>経済産業省 |         |
|              | 6 号 | 核原料物質                     | 文部科学省<br>経済産業省 |         |
|              | 7 号 | 放射性同位元素（汚染物質を含<br>む。）     | 文部科学省          |         |
|              | 8 号 | 毒劇薬（薬事法）                  | 厚生労働省<br>農林水産省 |         |
|              | 9 号 | 電気工作物内の高压ガス               | 経済産業省          |         |
|              | 10号 | 生物剤、毒素                    | 各省庁（主務大<br>臣）  |         |
|              | 11号 | 毒性物質                      | 経済産業省          |         |

### 3 戸沢村国民保護対策本部及び戸沢村緊急対処事態対策本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸沢村国民保護対策本部及び戸沢村緊急対処事態対策本部条例（平成18年条例第2号。以下この条において「条例」という。）第6条及び第7条において準用する条例6条の規定に基づき、戸沢村国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び戸沢村緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第2条 戸沢村国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、助役をもって充てる。

2 戸沢村国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

3 戸沢村国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第28条第4項第1号、第2号及び第3号に掲げる者のほか、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 戸沢村課設置条例（平成16年条例第1号）に定める課の課長

(2) 議会事務局長

(3) 自立推進室長

(4) 教育委員会共育課長

(5) 中央診療所医長

4 前項に掲げる本部員が参集困難な場合等においては、課長補佐級の職務の職員を代替職員として充てる。

5 村長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、村の職員から適当と認める者を本部員として任命する。

(対策本部)

第3条 国民保護対策本部に、本部員会議及び本部事務局を置く。

(本部員会議)

第4条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項について協議する。

2 本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、本部長が主宰する。

(本部事務局)

第5条 本部事務局に局長を置き、総務課長をもって充てる。

2 本部事務局に局長を補佐するため次長を置き、総務課課長補佐をもって充てる。なお、局長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部事務局に次のとおり応急対策班を置き、その編成及び分掌事務については、別に定める。

(1) 統括班

(2) 対策班

(3) 情報通信班

(部)

第6条 部長は、別表1の部長欄に掲げる者をもって充てる。

2 部の事務分掌は、別に定める。

3 部長は、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(現地対策本部の設置)

第7条 村長は、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあって、国民保護対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるときは、国民保護対策本部に、名称、管轄区域及び設置場所を定めて、戸沢村国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置く。

(現地対策本部員会議)

第8条 現地対策本部に現地対策本部員会議を置く。

2 現地対策本部員会議は、戸沢村国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）及び戸沢村国民保護現地対策本部員をもって構成し、当該管轄区域内に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項について協議する。

3 現地対策本部員会議は、現地対策本部長が必要の都度招集し、現地対策本部長が主宰する。

(現地対策本部の組織)

第9条 前条に定めるもののほか、現地対策本部の組織その他現地対策本部に関して必要な事項は、その都度現地対策本部長が定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年月日から施行する。

別表1

| 国民保護対策本部に置かれる部の名称 | 部 長    |
|-------------------|--------|
| 総務部               | 総務課長   |
| 住民生活部             | 住民生活課長 |
| 健康福祉部             | 健康福祉課長 |
| 建設水道部             | 建設水道課長 |
| 産業振興部             | 産業振興課長 |
| 共育部               | 共育課長   |

#### 4 戸沢村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、戸沢村の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙に定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図3のとおりとする。

(交付等の対象者)

第3条 村長は、武力攻撃事態等において国民保護法第16条の規定に基づき、村長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 村の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 村長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 村長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者から特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

(腕章及び帽章の交付等)

第5条 村長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、村長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 村長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項で掲げる者を除く。）並びに同条第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 村長は、前条に規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 村長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 村長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 村長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、村長は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により速やかに村長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付等)

第10条 村長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 村長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付したものに対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに村長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により村長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により村長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、村長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 村長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合

及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第 15 条 特殊標章等の交付を受けた者は、当該身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第 16 条 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等は使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等について、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第 17 条 村長は、特殊標章等を交付等する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第 19 条 戸沢村における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務課が行うものとする。

附 則

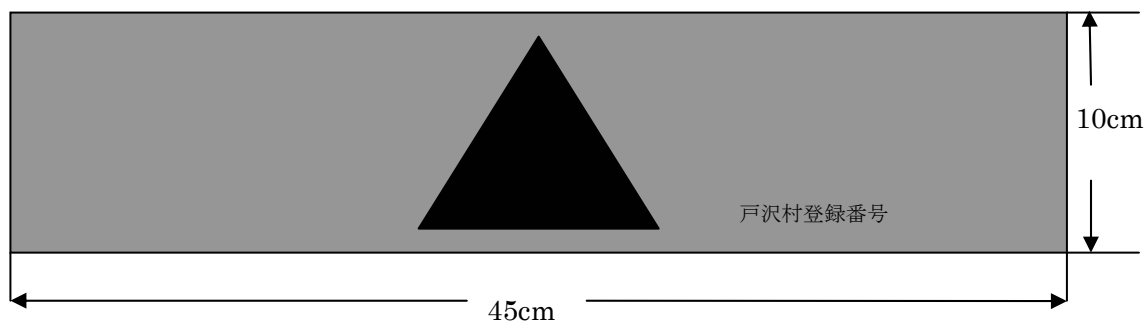
この要綱は、平成 19 年月日から施行する。

別紙（第2条関係）

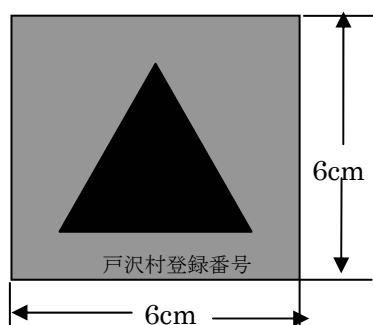
| 区 分 | 表 示                        |               |                 | 制 式                                                                                                          |
|-----|----------------------------|---------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 位 置                        | 寸 法           | 材 質             |                                                                                                              |
| 腕章  | 左腕に表示                      | 別図1、①のとおり     | ビニール            | ①オレンジ色地に青色の正三角形とする。<br>②三角形の一の角が垂直に上を向いている。<br>③三角形のいずれかの角もオレンジ色の地の縁に接していない。<br>※一連の登録番号を表面右下すみに付する。（例：戸沢村1） |
| 帽章  | 帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示      | 別図1、②のとおり     | ステッカー又はワッペン又は塗色 |                                                                                                              |
| 旗   | 施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示 | 別図2、①のとおり     | プリント又は塗色        |                                                                                                              |
| 車両章 | 車両の両側面及び後面に表示              | 別図2、②、（大）のとおり | マグネット又は塗色       |                                                                                                              |
|     | 航空機の両側面に表示                 | 別図2、②、（小）のとおり | ステッカー又は塗色       |                                                                                                              |

別図1（第2条関係）

①腕章

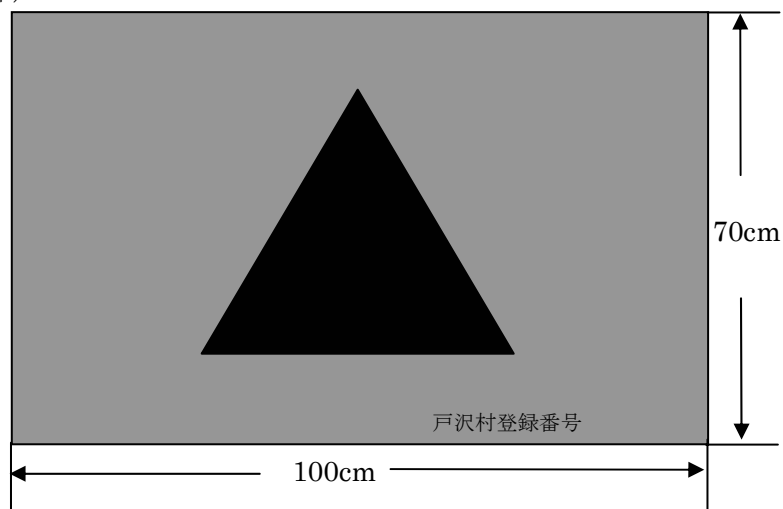


②帽章

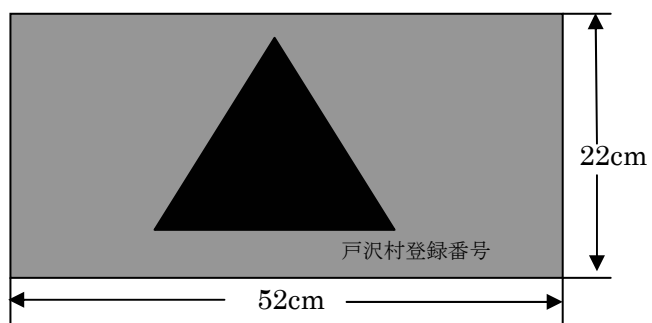


別図2（第2条関係）

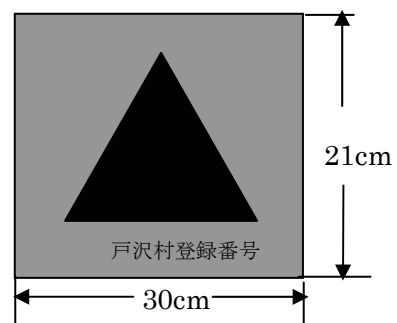
①旗



②車両章（大）



（小）





別図 3 (第 2 条関係)

身分証明書

表面

裏面

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |          |           |                                                       |  |  |                |  |  |                        |  |  |          |                            |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------|-----------|-------------------------------------------------------|--|--|----------------|--|--|------------------------|--|--|----------|----------------------------|--|
| <div><div><div></div><div>戸沢村長</div><div></div></div><div><div>身分証明書</div><div>IDENTITY CARD</div><div>国民保護措置に係る職務を行う者用</div><div>for civil defence personnel</div><div>名前/Name</div><div>生年月日/Date of birth</div><div><div>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議案書 I)によって保護される。</div><div>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts in his capacity as</div><div></div><div>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</div><div>許可権者の署名/Signature of issuing authority</div><div>有効期間の満了日/Date of expiry</div></div></div></div> | <table><tr><td>身長/Height</td><td>眼の色/Eyes</td><td>頭髪の色/Hair</td></tr><tr><td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:</td></tr><tr><td colspan="3">血液型/Blood type</td></tr><tr><td colspan="3">所持者の写真/PHOTO OF HOLDER</td></tr><tr><td>印章/Stamp</td><td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td></tr></table> | 身長/Height | 眼の色/Eyes | 頭髪の色/Hair | その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information: |  |  | 血液型/Blood type |  |  | 所持者の写真/PHOTO OF HOLDER |  |  | 印章/Stamp | 所持者の署名/Signature of holder |  |
| 身長/Height                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 眼の色/Eyes                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 頭髪の色/Hair |          |           |                                                       |  |  |                |  |  |                        |  |  |          |                            |  |
| その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |          |           |                                                       |  |  |                |  |  |                        |  |  |          |                            |  |
| 血液型/Blood type                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |          |           |                                                       |  |  |                |  |  |                        |  |  |          |                            |  |
| 所持者の写真/PHOTO OF HOLDER                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |          |           |                                                       |  |  |                |  |  |                        |  |  |          |                            |  |
| 印章/Stamp                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所持者の署名/Signature of holder                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |           |          |           |                                                       |  |  |                |  |  |                        |  |  |          |                            |  |

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

別記様式1(第4条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

戸沢村長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

|                                                                                                                                                            |                                    |                                                              |                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 氏名：(漢 字)<br>.....<br>(ローマ字).....                                                                                                                           | 生年月日(西暦)<br><br>.....年 月 日         |                                                              |                                    |
| <table border="1"><tr><td>申請者の連絡先<br/>住 所：〒.....<br/>.....<br/>電話番号：.....<br/>E-mail：.....</td><td>写 真<br/>縦4×横3cm<br/><br/>(身分証明書の交付のみ)</td></tr></table> |                                    | 申請者の連絡先<br>住 所：〒.....<br>.....<br>電話番号：.....<br>E-mail：..... | 写 真<br>縦4×横3cm<br><br>(身分証明書の交付のみ) |
| 申請者の連絡先<br>住 所：〒.....<br>.....<br>電話番号：.....<br>E-mail：.....                                                                                               | 写 真<br>縦4×横3cm<br><br>(身分証明書の交付のみ) |                                                              |                                    |
| 識別のための情報(身分証明書の交付の場合のみ記載)<br>身 長：..... cm 眼の色：.....<br>頭髪の色：..... 血液型：.....(Rh因子.....)                                                                     |                                    |                                                              |                                    |

|                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等<br>(標章又は特殊信号の交付の場合のみ記載)<br><br>.....<br>..... |
|-------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------|
| (許可権者使用欄)<br>資 格：.....<br>証明書番号：..... 交付等の年月日：.....<br>有効期間の満了日：.....<br>返納日：..... |
|------------------------------------------------------------------------------------|



## 別記様式3(第9条関係)

## 特殊標章再交付申請書

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| 年 月 日                    |         |
| 戸沢村長 様                   |         |
| 申 請 者                    |         |
| 住 所 (電話 )                |         |
| 氏 名 印                    |         |
| 1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号 |         |
| 2 紛失(破損等)年月日             |         |
| 3 紛失の状況(破損等の理由)          |         |
| 4 その他必要な事項               |         |
| ※ 受 付 欄                  | ※ 経 過 欄 |
|                          |         |

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式4号(第12条関係)

## 身分証明書再交付申請書

|            |         |
|------------|---------|
| 年 月 日      |         |
| 戸沢村長 様     |         |
| 申 請 者      |         |
| 住 所 (電話 )  |         |
| 氏 名 印      |         |
| 1 旧身分証明書番号 |         |
| 2 理 由      |         |
| 3 その他必要な事項 |         |
| ※ 受 付 欄    | ※ 経 過 欄 |
|            |         |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の異動等を記入する。
- 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
- 4 記載事項の異動の場合は、旧記載事項を追記する。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。

## 5 火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）

最終改正 平成 16 年 9 月消防震第 66 号

### 第 1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 22 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 22 条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（昭和 57 年 12 月 28 日付消防救第 53 号）」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

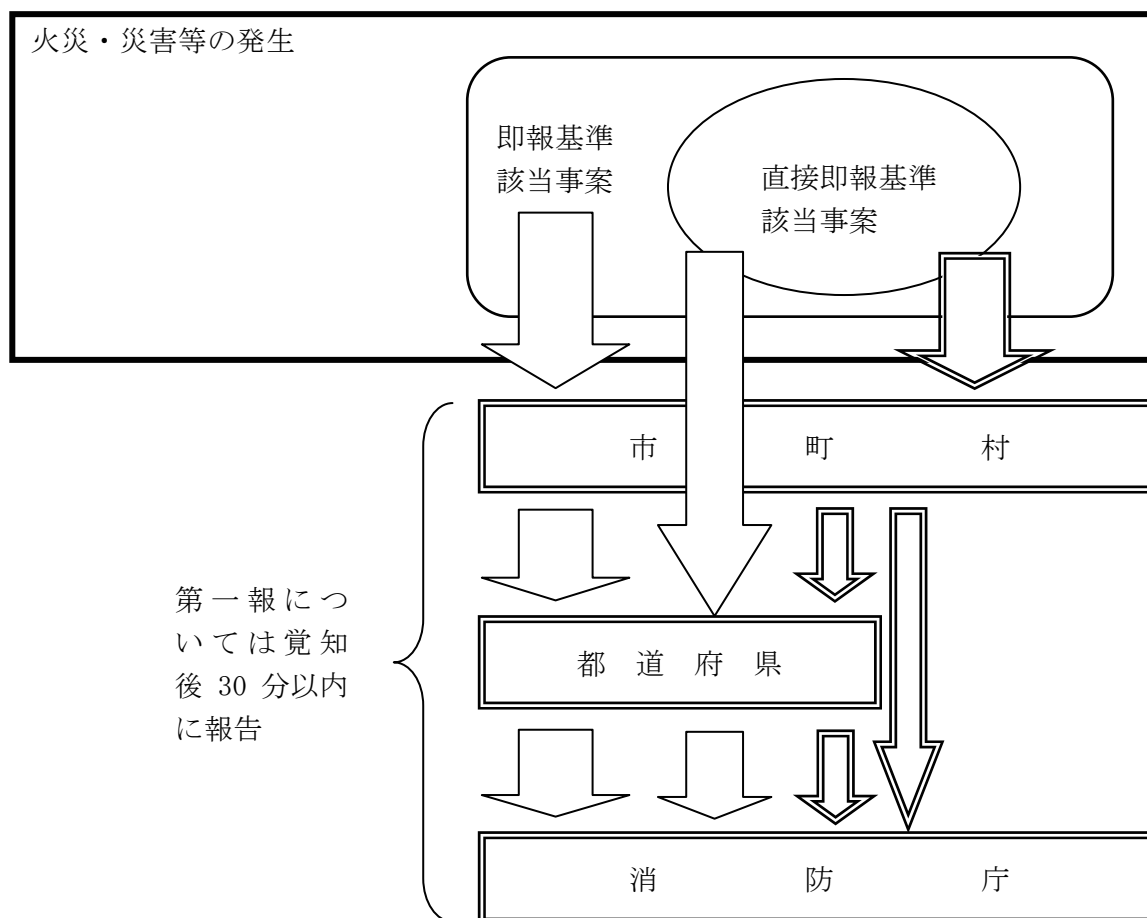
(2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を

待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

###### イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

## (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額 1 億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災（1）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が 5 名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

## 3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

## 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

#### 1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
  - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
  - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

#### 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

#### 3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

#### 4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

#### 第 4 記入要領

第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

##### <火災等即報>

#### 1 第 1 号様式（火災）

##### (1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

##### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

##### 1) 死者 3 人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

##### 2) 建物火災で個別基準の 5) 又は 6) に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情    イ 都市構成    ウ 気象条件    エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

##### 3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

- ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- 4) 交通機関の火災
  - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
  - イ) 焼損状況、焼損程度

## 2 第2号様式（特定の事故）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

### (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

### (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

### (11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

- ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。
- イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

＜災害即報＞

4 第4号様式

1) 第4号様式－その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

【様式】（抄）

第 3 号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

|                  |         |
|------------------|---------|
| 報 告 日 時          | 年 月 日 分 |
| 都 道 府 県          |         |
| 市 町 村<br>(消防本部名) |         |
| 報 告 者 名          |         |

|                            |                       |                                       |          |          |
|----------------------------|-----------------------|---------------------------------------|----------|----------|
| 事故災害種別                     | 1 救急事故                | 2 救助事故                                | 3 武力攻撃災害 | 4 緊急対処事態 |
| 発 生 場 所                    |                       |                                       |          |          |
| 発 生 日 時<br>(覚知日時)          | 月 日 時 分<br>( 月 日 時 分) | 覚知方法                                  |          |          |
| 事故等の概要                     |                       |                                       |          |          |
| 死 傷 者 等                    | 死者（性別・年齢）             | 負傷者等 人( 人)                            |          |          |
|                            | 計 人                   | { 重 症 人( 人)<br>中等症 人( 人)<br>軽 症 人( 人) |          |          |
|                            | 不明 人                  |                                       |          |          |
| 救助活動の要否                    |                       |                                       |          |          |
| 要救護者数（見込）                  |                       | 救助人員                                  |          |          |
| 消防・救急・救助<br>活 動 状 況        |                       |                                       |          |          |
| 災 害 対 策 本 部 等<br>の 設 置 状 況 |                       |                                       |          |          |
| その他参考事項                    |                       |                                       |          |          |

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

## 6 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）

### 1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 157 条及び第 158 条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第 157 条第 1 項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第 2 項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

### 3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

#### (1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第 158 条第 2 項の指定行政機関長等をいう。以下 3 において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第 70 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項及び第 123 条第 1 項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

#### ① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

#### ② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

#### ③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### ④ 市町村長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### ⑤ 消防長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者

- (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
  - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
  - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
  - (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

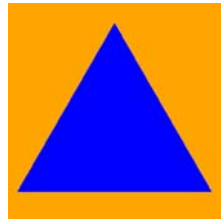
(3) 特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
  - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
  - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
  - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。

- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

〔図 2〕



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

## ② 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第 15 条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式 4 のとおりとする。
  - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
  - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
  - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
  - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
  - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
  - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
  - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
  - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
  - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O 式及び R h 式）が記載されていること。

## (4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
  - (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
  - (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。

(ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式 1]

(別紙)

赤十字  
標章等に係る  
特 殊  
交 付  
使 用 許 可  
申 請 書

平成 年 月 日

(許 可 権 者) 様

私は、国民保護法第 157 条又は第 158 条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の  
交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

|                                  |                                                      |
|----------------------------------|------------------------------------------------------|
| 氏名：(漢 字) .....                   | 生年月日 (西暦)                                            |
| (ローマ字) .....                     | 年 月 日                                                |
| 申請者の連絡先                          |                                                      |
| 住 所：〒 .....                      | 写 真<br>縦 4 × 横 3 cm<br>(身分証明書の交<br>付又は使用許可<br>の場合のみ) |
| 電話番号： .....                      |                                                      |
| E-mail： .....                    |                                                      |
| 識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) |                                                      |
| 身 長： ..... cm                    | 眼の色： .....                                           |
| 頭髪の色： .....                      | 血液型： ..... (R h 因子 .....                             |

|                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------|
| 標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等<br>(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) |
| .....                                                               |
| .....                                                               |

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| (許可権者使用欄)       |                |
| 資 格： .....      |                |
| 証明書番号： .....    | 交付等の年月日： ..... |
| 有効期間の満了日： ..... |                |
| 返納日： .....      |                |

**[様式2]**

[illegible]

### 【様式 3】

表面

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                           |                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                | (この証明書を交付<br>等する許可権者の名<br>を記載するための余<br>白) |  |
| <b>身分証明書</b><br><b>IDENTITY CARD</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                           |                                                                                   |
| 自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用<br>臨時の                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                           |                                                                                   |
| for PERMANENT<br>TEMPORARY civilian medical personnel                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                           |                                                                                   |
| 氏名/Name .....                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                           |                                                                                   |
| 生年月日/Date of birth .....                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                           |                                                                                   |
| この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。<br>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as |                                           |                                                                                   |
| 交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card.....<br>許可権者の署名/Signature of issuing authority                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                           |                                                                                   |
| 有効期間の満了日/Date of expiry .....                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                           |                                                                                   |

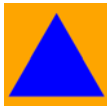
裏面

|                                                                                                    |                |                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------|
| 身長/Height .....                                                                                    | 眼の色/Eyes ..... | 頭髪の色/Hair .....            |
| その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:<br>血液型/Blood type<br>.....<br>.....<br>..... |                |                            |
| 所持者の写真<br>/PHOTO OF HOLDER                                                                         |                |                            |
| 印章/Stamp                                                                                           |                | 所持者の署名/Signature of holder |

（日本工業規格A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

### 【様式 4】

表面

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                           |                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                              | (この証明書を交付<br>等する許可権者の名<br>を記載するための余<br>白) |  |
| <b>身分証明書</b><br><b>IDENTITY CARD</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                           |                                                                                     |
| 国民保護措置に係る職務等を行う者用<br>for civil defence personnel                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                           |                                                                                     |
| 氏名/Name .....                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                           |                                                                                     |
| 生年月日/Date of birth .....                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                           |                                                                                     |
| この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。<br>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as |                                           |                                                                                     |
| 交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card.....<br>許可権者の署名/Signature of issuing authority                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                           |                                                                                     |
| 有効期間の満了日/Date of expiry .....                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                           |                                                                                     |

裏面

|                                                                                                    |                |                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------|
| 身長/Height .....                                                                                    | 眼の色/Eyes ..... | 頭髪の色/Hair .....            |
| その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:<br>血液型/Blood type<br>.....<br>.....<br>..... |                |                            |
| 所持者の写真<br>/PHOTO OF HOLDER                                                                         |                |                            |
| 印章/Stamp                                                                                           |                | 所持者の署名/Signature of holder |

（日本工業規格A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

## 7 安否情報関係様式 (武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安

否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令  
(平成17年総務省令第44号))

### (1) 様式第1号

様式第1号 (第1条関係)

#### 安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時 (      年      月      日      時      分)

|                                                              |                      |
|--------------------------------------------------------------|----------------------|
| ① 氏名                                                         |                      |
| ② フリガナ                                                       |                      |
| ③ 出生の年月日                                                     | 年      月      日      |
| ④ 男女の別                                                       | 男      女             |
| ⑤ 住所 (郵便番号を含む。)                                              |                      |
| ⑥ 国籍                                                         | 日本      その他 (      ) |
| ⑦ その他個人を識別する情報                                               |                      |
| ⑧ 負傷 (疾病) の該当                                                | 負傷      非該当          |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況                                                  |                      |
| ⑩ 現在の居所                                                      |                      |
| ⑪ 連絡先その他必要情報                                                 |                      |
| ⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。        | 回答を希望しない             |
| ⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。              | 回答を希望しない             |
| ⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。 | 同意する<br><br>同意しない    |
| 備考                                                           |                      |

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

## (2) 様式第2号

様式第2号 (第1条関係)

### 安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時 (      年      月      日      時      分)

|                                       |                      |
|---------------------------------------|----------------------|
| ① 氏名                                  |                      |
| ② フリガナ                                |                      |
| ③ 出生の年月日                              | 年      月      日      |
| ④ 男女の別                                | 男      女             |
| ⑤ 住所 (郵便番号を含む。)                       |                      |
| ⑥ 国籍                                  | 日本      その他 (      ) |
| ⑦ その他個人を識別するための情報                     |                      |
| ⑧ 死亡の日時、場所及び状況                        |                      |
| ⑨ 遺体が安置されている場所                        |                      |
| ⑩ 連絡先その他必要情報                          |                      |
| ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意 | 同意する<br>同意しない        |
| 備考                                    |                      |

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

|          |  |     |  |
|----------|--|-----|--|
| ⑪の同意回答者名 |  | 連絡先 |  |
| 同意回答者住所  |  | 続 柄 |  |

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

市町村名： 担当者名：

[illegible]

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
- 4 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 6 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

(4) 様式第4号

様式第4号 (第3条関係)

安否情報照会書

|                                                                 |                                                                      |            |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|------------|
| 総務大臣<br>(都道府県知事) 殿<br>(市町村長)                                    |                                                                      | 年 月 日      |
| 申請者<br>住所(居所) _____                                             |                                                                      |            |
| 氏 名 _____                                                       |                                                                      |            |
| 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。 |                                                                      |            |
| 照会をする理由<br>(○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)                           | ① 被照会者の親族又は同居者であるため。<br>② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。<br>③ その他 ( ) |            |
| 備 考                                                             |                                                                      |            |
| 被照会者を特定するために必要な事項                                               | 氏 名                                                                  |            |
|                                                                 | フリガナ                                                                 |            |
|                                                                 | 出生の年月日                                                               |            |
|                                                                 | 男 女 の 別                                                              |            |
|                                                                 | 住 所                                                                  |            |
|                                                                 | 国 籍<br>(日本国籍を有しない者に限る。)                                              | 日本 その他 ( ) |
|                                                                 | その他個人を識別するための情報                                                      |            |
| ※ 申請者の確認                                                        |                                                                      |            |
| ※ 備 考                                                           |                                                                      |            |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。  
2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。  
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。  
4 ※印の欄には記入しないで下さい。

(5) 様式第5号

様式第5号 (第4条関係)

安否情報回答書

|                                    |                         |                                                      |
|------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------------|
| 年 月 日                              |                         |                                                      |
| 殿                                  |                         |                                                      |
| 総務大臣<br>(都道府県知事)<br>(市町村長)         |                         |                                                      |
| 年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。 |                         |                                                      |
| 避難住民に該当するか否かの別                     |                         |                                                      |
| 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別     |                         |                                                      |
| 被<br>照<br>会<br>者                   | 氏 名                     |                                                      |
|                                    | フリガナ                    |                                                      |
|                                    | 出生の年月日                  |                                                      |
|                                    | 男 女 の 別                 |                                                      |
|                                    | 住 所                     |                                                      |
|                                    | 国 籍<br>(日本国籍を有しない者に限る。) | 日本                      その他 (                      ) |
|                                    | その他個人を識別するための情報         |                                                      |
|                                    | 現 在 の 居 所               |                                                      |
|                                    | 負傷又は疾病の状況               |                                                      |
| 連絡先その他必要情報                         |                         |                                                      |

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

8 公用令書（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令（平成 16 年厚生労働省令第 170 号））

（１）公用令書様式第一

公用令書様式第一

|                              |     |                       |         |         |     |
|------------------------------|-----|-----------------------|---------|---------|-----|
| 収用第                          | 号   |                       |         |         |     |
|                              |     | 公                     | 用       | 令       | 書   |
|                              |     | 氏名                    |         |         |     |
|                              |     | 住所                    |         |         |     |
|                              |     | 第 81 条第 2 項           |         |         |     |
|                              |     | 第 81 条第 4 項           |         |         |     |
| 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 |     | 第 183 条において準用する第      |         |         |     |
|                              |     | 第 183 条において準用する第      |         |         |     |
| 81 条第 2 項                    |     | の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 |         |         |     |
| 81 条第 4 項                    |     |                       |         |         |     |
| (理由)                         |     |                       |         |         |     |
| 年                            |     | 月                     | 日       |         |     |
|                              |     |                       |         | 処分権者    | 氏名  |
|                              |     |                       |         | 印       |     |
| 収用すべき物資の種類                   | 数 量 | 所 在 場 所               | 引 渡 月 日 | 引 渡 場 所 | 備 考 |
|                              |     |                       |         |         |     |
|                              |     |                       |         |         |     |
|                              |     |                       |         |         |     |
|                              |     |                       |         |         |     |

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(2) 公用令書様式第二

公用令書様式第二

|                              |     |                         |         |     |
|------------------------------|-----|-------------------------|---------|-----|
| 保管第                          | 号   |                         |         |     |
|                              |     | 公                       | 用       | 令   |
|                              |     | 書                       |         |     |
|                              |     | 氏名                      |         |     |
|                              |     | 住所                      |         |     |
|                              |     | 第 81 条第 3 項             |         |     |
|                              |     | 第 81 条第 4 項             |         |     |
| 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 |     | 第 183 条において準用する第        |         |     |
|                              |     | 第 183 条において準用する第        |         |     |
| 81 条第 3 項                    |     | の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 |         |     |
| 81 条第 4 項                    |     |                         |         |     |
| (理由)                         |     |                         |         |     |
| 年                            |     | 月                       | 日       |     |
|                              |     | 処分権者 氏名                 |         |     |
|                              |     | 印                       |         |     |
| 保管すべき物資の種類                   | 数 量 | 保管すべき場所                 | 保管すべき期間 | 備 考 |
|                              |     |                         |         |     |
|                              |     |                         |         |     |
|                              |     |                         |         |     |
|                              |     |                         |         |     |

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(3) 公用令書様式第三

公用令書様式第三

|     |   |                                               |         |     |     |         |         |     |
|-----|---|-----------------------------------------------|---------|-----|-----|---------|---------|-----|
| 使用第 | 号 |                                               |         |     |     |         |         |     |
|     |   | 公                                             | 用       | 令   | 書   |         |         |     |
|     |   | 氏名                                            |         |     |     |         |         |     |
|     |   | 住所                                            |         |     |     |         |         |     |
|     |   | 第 82 条                                        |         |     |     |         |         |     |
|     |   | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 183 条において準用する第 |         |     |     |         |         |     |
|     |   | 82 条 の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。             |         |     |     |         |         |     |
|     |   | (理由)                                          |         |     |     |         |         |     |
|     |   | 年                                             | 月       | 日   |     |         |         |     |
|     |   | 処分権者 氏名                                       |         |     |     | 印       |         |     |
| 名   | 称 | 数 量                                           | 所 在 場 所 | 範 囲 | 期 間 | 引 渡 月 日 | 引 渡 場 所 | 備 考 |
|     |   |                                               |         |     |     |         |         |     |
|     |   |                                               |         |     |     |         |         |     |
|     |   |                                               |         |     |     |         |         |     |
|     |   |                                               |         |     |     |         |         |     |

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

公用令書様式第四

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

## 9 警報の通知先一覧

| 名称            | 担当部署  | 所在地             | 電話番号    |
|---------------|-------|-----------------|---------|
| 戸沢村中央診療所      | 健康福祉課 | 戸沢村大字古口2664-5   | 72-3363 |
| 戸沢村中央公民館      | 共育課   | 戸沢村大字名高1593-86  | 72-2304 |
| 戸沢村立古口小学校     | 共育課   | 戸沢村大字古口100-26   | 72-2501 |
| 戸沢村立角川小学校     | 共育課   | 戸沢村大字角川582      | 73-2004 |
| 戸沢村立戸沢小学校     | 共育課   | 戸沢村大字名高1592     | 72-2502 |
| 戸沢村立神田小学校     | 共育課   | 戸沢村大字神田3633     | 72-2504 |
| 戸沢村立角川中学校     | 共育課   | 戸沢村大字角川582      | 73-2125 |
| 戸沢村立戸沢中学校     | 共育課   | 戸沢村大字蔵岡2905-7   | 72-2503 |
| 戸沢村立古口保育所     | 健康福祉課 | 戸沢村大字古口199-3    | 72-2601 |
| 戸沢村立角川保育所     | 健康福祉課 | 戸沢村大字角川452-1    | 73-2233 |
| 戸沢村立戸沢保育所     | 健康福祉課 | 戸沢村大字名高1593-393 | 72-3551 |
| 戸沢村立神田保育所     | 健康福祉課 | 戸沢村大字神田3645-1   | 72-2602 |
| 戸沢村若者センター     | 共育課   | 戸沢村大字蔵岡3718-1   | 72-3594 |
| 戸沢村農村環境改善センター | 産業振興課 | 戸沢村大字角川481-1    | 73-2528 |

## 10 警報の伝達先一覧

| 名称                | 担当部署  | 所在地             | 電話番号    |
|-------------------|-------|-----------------|---------|
| 戸沢村中央診療所          | 健康福祉課 | 戸沢村大字古口2664-5   | 72-3363 |
| 戸沢村中央公民館          | 共育課   | 戸沢村大字名高1593-86  | 72-2304 |
| 戸沢村立古口小学校         | 共育課   | 戸沢村大字古口100-26   | 72-2501 |
| 戸沢村立角川小学校         | 共育課   | 戸沢村大字角川582      | 73-2004 |
| 戸沢村立戸沢小学校         | 共育課   | 戸沢村大字名高1592     | 72-2502 |
| 戸沢村立神田小学校         | 共育課   | 戸沢村大字神田3633     | 72-2504 |
| 戸沢村立角川中学校         | 共育課   | 戸沢村大字角川582      | 73-2125 |
| 戸沢村立戸沢中学校         | 共育課   | 戸沢村大字蔵岡2905-7   | 72-2503 |
| 戸沢村立古口保育所         | 健康福祉課 | 戸沢村大字古口199-3    | 72-2601 |
| 戸沢村立角川保育所         | 健康福祉課 | 戸沢村大字角川452-1    | 73-2233 |
| 戸沢村立戸沢保育所         | 健康福祉課 | 戸沢村大字名高1593-393 | 72-3551 |
| 戸沢村立神田保育所         | 健康福祉課 | 戸沢村大字神田3645-1   | 72-2602 |
| 戸沢村若者センター         | 共育課   | 戸沢村大字蔵岡3718-1   | 72-3594 |
| 戸沢村農村環境改善センター     | 産業振興課 | 戸沢村大字角川481-1    | 73-2528 |
| JA山形もがみ農業協同組合戸沢支店 |       | 戸沢村大字名高1593-285 | 72-2201 |
| JA山形もがみ農業協同組合古口支店 |       | 戸沢村大字古口254-1    | 72-2301 |
| 戸沢村商工会            |       | 戸沢村大字古口278-8    | 72-2665 |
| 戸沢村土地改良区          |       | 戸沢村大字名高1593-96  | 72-2268 |
| 株式会社戸沢村産業振興公社     |       | 戸沢村大字松坂155      | 72-3600 |
| 戸沢郵便局             |       | 戸沢村大字名高1593-247 | 72-2500 |
| 古口郵便局             |       | 戸沢村大字古口389-1    | 72-2300 |
| 知的障害者更生施設「清流園」    |       | 戸沢村大字蔵岡3718     | 72-3655 |
| 特別養護老人ホーム「まごころ壮」  |       | 戸沢村大字蔵岡2759     | 34-7011 |
| 最上峡芭蕉ライン観光株式会社    |       | 戸沢村大字古口86-1     | 72-2001 |
| 古口自治会ほか35地区会      | 総務課   | 総務課作成の地区会長名簿による |         |

## 11 避難施設一覧

|          |                  |
|----------|------------------|
| 公共施設(屋内) | 戸沢村中央公民館         |
|          | 戸沢村立古口小学校体育館     |
|          | 戸沢村立角川小・中学校体育館   |
|          | 戸沢村立戸沢小学校体育館     |
|          | 戸沢村立神田小学校体育館     |
|          | 戸沢村立戸沢中学校体育館     |
|          | 戸沢村立古口保育所        |
|          | 戸沢村立角川保育所        |
|          | 戸沢村立戸沢保育所        |
|          | 戸沢村立神田保育所        |
|          | 戸沢村保健センター        |
|          | 戸沢村若者センター        |
|          | 戸沢村農村環境改善センター    |
| 公共施設(屋外) | 戸沢村中央公民館駐車場      |
|          | 戸沢村立古口小学校屋外運動場   |
|          | 戸沢村立角川小・中学校屋外運動場 |
|          | 戸沢村立戸沢小学校屋外運動場   |
|          | 戸沢村立神田小学校屋外運動場   |
|          | 戸沢村立戸沢中学校屋外運動場   |
|          | 戸沢村立古口保育所前広場     |
|          | 戸沢村立角川保育所前広場     |
|          | 戸沢村立戸沢保育所前広場     |
|          | 戸沢村立神田保育所前広場     |
|          | 戸沢村農村環境改善センター前広場 |
|          | 戸沢村若者総合施設        |
|          | 本郷農村公園           |
| 一般避難施設   | 岩清水公民館           |
|          | 金打坊公民館           |
|          | 津谷公民館            |
|          | 向名高公民館           |
|          | 名高公民館            |
|          | 濁沢公民館            |
|          | 神田公民館            |
|          | 杉沢公民館            |
|          | 野口公民館            |
|          | 上松坂公民館           |
|          | 下松坂公民館           |
|          | 蔵岡公民館            |
|          | 岩花生活改善センター       |
|          | 出舟公民館            |
|          | 真柄公民館            |
|          | 古口公民館            |
|          | 上台公民館            |
|          | 猪ノ鼻集会所           |
|          | 白糸集会所            |
|          | 柏沢公民館            |
|          | 中沢公民館            |
|          | 滝ノ下公民館           |
|          | 十二沢公民館           |
|          | 畑ヶ公民館            |
|          | 沢内公民館            |
|          | 勝地公民館            |
|          | 上野公民館            |
|          | 東沢公民館            |
|          | 平根公民館            |
|          | 西沢地区防雪センター       |
|          | 片倉公民館            |
|          | 与吾屋敷公民館          |
|          | やまなみセンター         |